

6

活性化情報誌



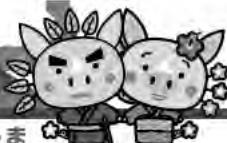
中小企業かごしま

2016 第732号

■ 特集: 中小企業のための融資・助成・補助事業



屋久島 純文杉



CONTENTS

特集 中小企業のための融資・助成・補助事業	1
組合インタビュー	40
● 鹿児島県中古自動車販売商工組合 理事長 新園康男 氏	
元気を出そう!がんばれ中小企業	41
● 合名会社荒木旅館（種子島あらきホテル）専務取締役 荒木政臣 氏	
教えてぐりぶー！組合運営	45
● 「義援金の税務上の処理」について	
組合運営のスペシャリストを目指そう！	46
● 中小企業組合検定試験問題にチャレンジ	
中央会の動き	47
● 第61回中央会通常総会	
● 第41回中央会青年部会通常総会	
● 第37回中央会女性部会通常総会	
業界情報	55
平成28年4月 情報連絡員報告	
倒産概況	57
平成28年5月 鹿児島県内企業倒産概況	
中央会関連主要行事予定	59



中小企業のための融資・助成・補助事業

鹿児島県内の各市町の融資・助成・補助事業をご紹介します。詳細な情報やご相談については、各市役所・町役場にお問い合わせください。優遇措置などについては、適用要件に詳細な条件が設定されている場合があります。

自治体名	ページ	自治体名	ページ	自治体名	ページ
鹿児島市	1	指宿市	22	志布志市	29
鹿屋市	11	西之表市	22	奄美市	30
枕崎市	14	日置市	23	垂水市	35
出水市	15	曾於市	23	南九州市	35
薩摩川内市	16	霧島市	24	姶良市	36
阿久根市	19	いちき串木野市	27	さつま町	37
伊佐市	21	南さつま市	27		

上記以外の町村に関しては、役場の中小企業支援担当者にお問い合わせください。

※ 鹿児島県に関する融資・助成・補助事業等については、下記ホームページでご参照下さい。

商工業関係 <http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/syoko/index.html>

企業立地関係 <http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/kigyo/seido/index.html>

●鹿児島市

《鹿児島市中小企業融資制度》(平成28年4月1日現在)

鹿児島市では、市内に住所と事業所を有し、6月以上事業を営んでいる個人・法人の中 小企業者（創業支援資金を除く）に対して、経営の安定や企業の振興を図るため、事業資金の融資制度を設けていますのでご利用ください。

【お問い合わせ先】

鹿児島市役所 産業支援課 金融係 TEL 099-216-1324(直通) FAX 099-216-1303

○ 主な申込要件

- ① 納期の到来している市税を完納していること
- ② 経営内容及び資金の使途が明確で、償還が確実と認められること
- ③ 許認可・届出等が必要な業種は、その許認可・届出等がなされていること
- ④ 鹿児島県信用保証協会の保証が得られること

※ 銀行取引停止処分や保証協会の延滞・求償権のある人は申込みできません。



○ 留意事項

- ⇒ 融資利率については、金融情勢により変動することがありますので、あらかじめお問い合わせください。
- ⇒ 信用保証協会の保証料に対しては、市が補助(表内の保証料補助)しています。
- ⇒ 各表内の注記については7ページに説明があります。
- ⇒ 融資の対象にならない主な業種
 - ◇ 農業、漁業、金融・保険業(損害保険代理業、生命保険代理店などを除く)
 - ◇ バー、スナックなどの風俗営業(食事の提供を主目的とする飲食業を除く)

■産業振興資金

利 用 者	事業の振興や経営の改善を図るために資金が必要な方	
資 金 使 途	運転資金・設備資金	
融 資 限 度 額	3,000万円	
融 資 期 間	運転 7年以内(1年据置含) 設備 10年以内(1年据置含)	
償 還 方 法	元金均等による月賦償還	
融 資 利 率	1年以内	年1.9%
	1年超3年以内	年2.1%
	3年超7年以内	年2.4%
	7年超	年2.5%
信 用 保 証 料 率	年0.45%~1.90% (注1)	
保 証 料 补 助	1/2 (2/3) (注2)	
連 帯 保 証 人	信用保証協会の定めるところによる	
取 扱 金 融 機 関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫 福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行・宮崎銀行・宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫	

■特別小口資金(責任共有対象外)

利 用 者	同一事業を1年以上経営している小規模企業者 (注3) 市県民税に所得割が課されている方 申込みのとき、保証協会の保証残高のない方	
資 金 使 途	運転資金・設備資金	
融 資 限 度 額	1,250万円	
融 資 期 間	7年以内(1年据置含)	
償 還 方 法	元金均等による月賦償還	
融 資 利 率	1年以内	年1.90%
	1年超3年以内	年2.05%
	3年超5年以内	年2.25%
	5年超	年2.35%
信 用 保 証 料 率	年0.65% (年0.6%) (注1) (注4)	
保 証 料 补 助	3/5	
連 帯 保 証 人	不要	
取 扱 金 融 機 関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫 福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行・宮崎銀行・宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫	

■小規模企業支援資金(責任共有対象外)

利 用 者	中小企業信用保険法第2条第3項第1号～6号に規定する小規模企業者 (注3)	
資 金 使 途	運転資金・設備資金	
融 資 限 度 額	1,250万円(ただし、既存の保証残高との合計の範囲内とする)	
融 資 期 間	7年以内(1年据置含)	
償 還 方 法	元金均等による月賦償還	
融 資 利 率	1年以内	年1.90%
	1年超3年以内	年2.05%
	3年超5年以内	年2.25%
	5年超	年2.35%
信 用 保 証 料 率	年0.5%～2.2% (注1)	
保 証 料 補 助	3／5	
連 帯 保 証 人	信用保証協会の定めるところによる	
取 扱 金 融 機 関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫 福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行・宮崎銀行・宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫	

■経営安定化資金(特定中小企業者)(1～6号:責任共有対象外)

利 用 者	中小企業信用保険法第2条第5項第1号～8号に規定する特定中小企業者(国のセーフティネット保証制度に対応) (注5)	
資 金 使 途	運転資金・設備資金	
融 資 限 度 額	3,000万円	
融 資 期 間	運転 7年以内(2年据置含) 設備 10年以内(2年据置含)	
償 還 方 法	元金均等による月賦償還	
融 資 利 率	1年以内	年1.9%
	1年超3年以内	年2.0%
	3年超5年以内	年2.1%
	5年超7年以内	年2.3%
	7年超	年2.4%
信 用 保 証 料 率	1～6号:年0.87% 7～8号:年0.80% (注1)	
保 証 料 補 助	4／5	
連 帯 保 証 人	信用保証協会の定めるところによる	
取 扱 金 融 機 関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫 福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行・宮崎銀行・宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫	

■経営安定化資金(東日本大震災関連特別対策)(責任共有対象外)(注6)

利 用 者	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項各号に規定する中小企業者(国の東日本大震災復興緊急保証制度に対応) (注7)	
資 金 使 途	運転資金・設備資金	
融 資 限 度 額	3,000万円	
融 資 期 間	運転 7年以内(2年据置含) 設備 10年以内(2年据置含)	
償 還 方 法	元金均等による月賦償還	
融 資 利 率	1年以内	年1.9%
	1年超3年以内	年2.0%
	3年超5年以内	年2.1%
	5年超7年以内	年2.3%
	7年超	年2.4%



信用保証料率	年0.80% (注1)
保証料補助	4/5
連帯保証人	信用保証協会の定めるところによる
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫 福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行・宮崎銀行・宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫

■経営安定化資金(経済環境変化等)

利 用 者	経済環境の変化や桜島降灰の影響等により一時的に売上等が減少しているなど、特に市長が認める方
資 金 使 途	運転資金・設備資金
融 資 限 度 額	3,000万円
融 資 期 間	運転 7年以内(2年据置含) 設備 10年以内(2年据置含)
償 返 方 法	元金均等による月賦償還
融 資 利 率	1年以内 年1.9% 1年超3年以内 年2.0% 3年超5年以内 年2.1% 5年超7年以内 年2.3% 7年超 年2.4%
信 用 保 証 料 率	年0.45%~1.90% (注1)
保 証 料 补 助	4/5
連 帯 保 証 人	信用保証協会の定めるところによる
取 扱 金 融 機 関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫 福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行・宮崎銀行・宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫

■環境配慮促進資金

利 用 者	・ISO14001の認証取得に資金が必要な方 ・環境対応車(ハイブリッド、電気、天然ガス自動車)を購入する方 ・新エネルギー設備や公害防止施設の設置等に資金が必要な方 ・ISO14001、エコアクション21、KES、市環境管理事業所のいずれかの認証等を取得している方
資 金 使 途	運転資金・設備資金
融 資 限 度 額	3,000万円
融 資 期 間	運転 7年以内(1年据置含) 設備 10年以内(1年据置含)
償 返 方 法	元金均等による月賦償還
融 資 利 率	1年以内 年1.90% 1年超3年以内 年2.05% 3年超5年以内 年2.25% 5年超7年以内 年2.35% 7年超 年2.45%
信 用 保 証 料 率	年0.45%~1.90% (注1)
保 証 料 补 助	4/5
連 帯 保 証 人	信用保証協会の定めるところによる
取 扱 金 融 機 関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫 福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行・宮崎銀行・宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫

■災害対策資金

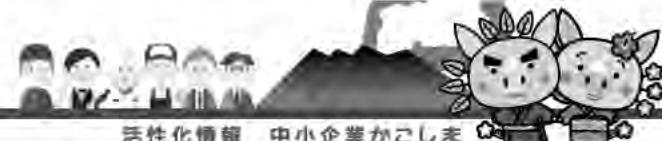
利 用 者	火災や自然災害等の被害を受け、その対策に資金が必要な方 ※原則として、り災証明を受けた方
資 金 使 途	運転資金・設備資金
融 資 限 度 額	1,500万円
融 資 期 間	運転 7年以内(2年据置含) 設備 10年以内(3年据置含)
償 返 方 法	元金均等による月賦償還
融 資 利 率	1年以内 年1.9% 1年超3年以内 年2.0% 3年超5年以内 年2.1% 5年超7年以内 年2.3% 7年超 年2.4%
信 用 保 証 料 率	年0.45%～1.90% (注1)
保 証 料 補 助	全額
連 帯 保 証 人	信用保証協会の定めるところによる
取 扱 金 融 機 関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫 福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行・宮崎銀行・宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫

■創業支援資金

利 用 者	市内で新たに事業を開始する方(事業実績のない方や事業実績が6月末満の方) ※自己資金が必要
資 金 使 途	運転資金・設備資金
融 資 限 度 額	1,000万円(うち運転資金は700万円以内)ただし必要額の80%以内(注8)
融 資 期 間	運転 7年以内(1年据置含) 設備 10年以内(1年6月据置含)
償 返 方 法	元金均等による月賦償還
融 資 利 率	1年以内 年1.90% 1年超3年以内 年2.05% 3年超5年以内 年2.25% 5年超7年以内 年2.35% 7年超 年2.45% } (注9)
信 用 保 証 料 率	年0.45%～1.90% (注1)
保 証 料 補 助	2/3 (3/4) (注10)
連 帯 保 証 人	信用保証協会の定めるところによる
取 扱 金 融 機 関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫 福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行・宮崎銀行・宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫

■新事業展開支援資金

利 用 者	同一事業を1年以上営み、次の①～④のいずれかに該当する方 ① 事業転換や多角化を行う方 ② 市内において新規雇用を伴う事業拡大(店舗、事務所、工場の新設)を行う方 (ただし、移転・増設等は対象外) ③ 鹿児島市新産業創出研究会が実施する「新産業創出研究会部会」に参加する中小企業者 ④ 「かごしまの新特産品コンクール」の入賞者(入賞年度を含め5年度以内の方が対象)
-------	---



資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	(事業転換・多角化)1,200万円 (事業拡大・新産業創出研究会・新特產品コンクール)3,000万円
融資期間	運転 7年以内(1年据置含) 設備 10年以内(1年6月据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率	1年以内 年1.90% 1年超3年以内 年2.05% 3年超5年以内 年2.25% 5年超7年以内 年2.35% 7年超 年2.45%
信用保証料率	年0.45%~1.90% (注1)
保証料補助	事業転換・多角化:2/3 (3/4) (注10) 新産業創出研究会:3/4 新特產品コンクール:4/5
連帯保証人	信用保証協会の定めるところによる
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫 福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行・宮崎銀行・宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫

■大島紹緊急救済対策資金

利用者	売上不振等から不況に陥っている大島紹関係の法に基づく組合とその組合員
資金使途	運転資金
融資限度額	組合 5,000万円 組合員 2,000万円
融資期間	3年以内(1年据置含)
償還方法	一括又は分割償還
融資利率	1年以内 年1.9% (売上減の場合年1.65%) 1年超 年2.1%
信用保証料率	信用保証協会の保証を必要としない
連帯保証人	商工組合中央金庫の定めるところによる
取扱金融機関	商工組合中央金庫

■協同組合等活性化資金

利用者	従業員福利厚生対策及び商店街活性化対策などを行う、法に基づく組合とその組合員
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	組合6,000万円 組合員3,000万円 ※事業実績が6月末満 組合2,000万円 組合員1,000万円
融資期間	運転 7年以内(1年据置含) 設備 10年以内(1年6月据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率	1年以内 年1.9% 1年超3年以内 年2.1% 3年超7年以内 年2.4% 7年超 年2.5%
信用保証料率	信用保証協会の保証を必要としない
連帯保証人	商工組合中央金庫の定めるところによる
取扱金融機関	商工組合中央金庫

(注1) 表記は市補助前の信用保証料率です。

以下に該当する場合は、それぞれ年0.1%の割引があります。(一部資金を除く)

- ・「中小企業の会計に関する基本要領」の適用状況を確認できる事業者又は会計参与設置会社若しくは公認会計士、監査法人の監査を受けている利用者。
- ・ISO14001、エコアクション21又はグリーン経営の認証を受けている利用者。
- ・担保の提供がある利用者。〔特別小口資金、経営安定化資金(特定中小企業者、東日本大震災関連特別対策)を除く〕

(注2) 設備資金として利用する場合、保証料補助は2/3になります。運転・設備資金両方を利用する場合は、設備資金が全体の2/3を超える場合に適用されます。また、保証料率が年1.25%以上の場合は年0.6%(設備資金として利用する場合は年0.8%)で算出した保証料相当額を補助します。

(注3) 小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)は5人)以下の事業者です。

(注4) NPO法人が利用する場合は、責任共有対象となります。その場合、保証料率は()内のものになります。

(注5) 突発的な灾害や全国的に業況が悪化している業種であることなどの理由により、経営の安定に支障を生じている中小企業者で、市長の認定を受けたもの。

(注6) 平成29年3月31日までに融資が実行されたものに限ります。

(注7) 特定被災区域に事業所があり、東日本大震災の影響により、経営の安定に支障を生じているなどの要件を満たし、市長の認定を受けたもの。

(注8) 融資金額は、開業に係る経費の80%以内で、自己資金が20%以上必要です。

(注9) 創業支援資金の融資を受ける方に対して、当初12月以内の支払利子相当額を補助します。(上限30万円)

(注10) 本市主催のセミナー等(指定する講座やSOHO インキュベーションマネージャーによる個別支援等)の修了者が利用する場合、保証料補助は3/4になります。

《鹿児島市の助成・補助事業》

[鹿児島市・商業・サービス業関係補助金]

【お問い合わせ先】

鹿児島市役所 産業支援課 商業サービス業係 TEL 099-216-1322(直通) FAX 099-216-1303

■よか店コラボ支援事業補助金

鹿児島市では、商業サービス等を営む事業者同士が連携し、各事業者が持つ技能や商品知識などを生かして、商品やサービス等の認知度向上を図る情報発信などを行う取組に対し、経費の一部を助成します。

補 助 対 象 事 業	事業者同士が連携し、各事業者が持つ技能や商品知識などを生かして、商品やサービス等の認知度向上を図る情報発信等を行う事業
補 助 対 象 者	商業サービス業を営む市内の中小企業者など3事業者以上からなるグループ
補 助 対 象 経 費	広告宣伝費、印刷製本費、会場借上げ経費など
補 助 率	補助対象費の1/2(30万円を限度)

◆昨年度実例

〈例1〉 KADANマルシェ

飲食業や家具販売などの構成店舗が珈琲、洋菓子の試食・販売やオーダーメイド家具の展示・販売をメインとしたマルシェを実施し、店舗の魅力をPRした。

〈例2〉 天文館ビューティーフェスタ2016

アパレルと美容室がコラボして、2016春夏のコレクションの紹介やファッショングループをセッティングするショーを実施するとともに美容体験ブースを設置し、店舗の魅力をPRした。



■元気の出る中小企業支援事業(講師派遣制度)

鹿児島市では、共同事業等の研究会や個店の経営に必要な知識・情報を習得するための研修会などを自発的に実施する商店街や事業協同組合、中小企業者で組織するグループに対し、専門のアドバイザーを派遣します。

派 遣 回 数	1団体につき1年度4回以内
市 が 負 担 す る 経 費	<p>① 講師への謝金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外の講師を派遣する場合 1回当たり10万円、かつ、1時間当たり4万円を限度とします。ただし、2回目以降については県内講師と同様に2万4千円を限度とします。 ・県内の講師を派遣する場合 1回当たり2万4千円、かつ、1時間当たり1万円を限度とします。 <p>② 講師の旅費</p> <p>実費（市の旅費に関する規定に基づき、予算の範囲内で支出します。）</p>

◆講師について

- ・商店街活性化、再開発、イベント、情報化、パソコン、接遇、個店の経営改善など、商店街や事業協同組合等の皆さんのが希望する分野（ただし、実施団体の活性化に役立つテーマ）の講師を選ぶことが可能です。
- ・予算額を超える謝金の講師派遣を希望する場合は、超過分を実施団体で負担していただくことになります。

[鹿児島市・立地促進関係補助金]

【お問い合わせ先】

鹿児島市役所 産業創出課 企業立地係 TEL 099-216-1314 FAX 099-216-1303

■鹿児島市企業立地促進補助金

鹿児島市では、市外企業の誘致や地元企業の増設等による企業の立地を促進し、本市産業の振興と雇用の拡大を図ります。

区 分	要 件	内 容
(1) 製造業 (工業地域等での立地)	<p>① 新規雇用者が11人以上の場合、限度額6,000万円</p> <p>② 新規雇用者が30人以上で設備投資額が10億円以上の場合、限度額6億円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用者×50万円／人（障害者100万円） ・設備投資額×2% ・固定資産税・都市計画税・事業所税×50% <ul style="list-style-type: none"> ・設備投資額×6% ・固定資産税・都市計画税・事業所税×50%
(2) 情報通信関連業・デザイン・コンテンツ業など	<p>① 新規雇用者6人以上（デザイン・コンテンツ業は3人以上）の場合、限度額6,000万円</p> <p>② 新規雇用者が30人以上で設備投資額が10億円以上の場合、限度額3億円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用者×50万円／人（障害者100万円） ・設備投資額×2% ・固定資産税・都市計画税・事業所税×50% ・オフィス賃借料×50% <ul style="list-style-type: none"> ・設備投資額×6% ・固定資産税・都市計画税・事業所税×50%
(3) コールセンター・事務処理センター	<p>新規雇用者が30人以上の場合、限度額3億円</p> <p>中心市街地に立地する場合は11人以上</p> <p>※アウトバウンドコールセ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用者×50万円／人（障害者100万円） ・設備投資額×2% ・固定資産税・都市計画税・事業所税×50% ・オフィス賃借料×50% ・通信回線使用料×50%

	ンターについては、市内に本社がある企業及び市外企業で既に本市にコールセンターを設置しているセンターが対象	
(4) 本社機能	新規雇用者が 10 人以上（中小企業者は 5 人以上）の場合、限度額 3 億円	<ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用者 ×50 万円／人（障害者 100 万円） ・設備投資額 ×4% ・固定資産税・都市計画税・事業所税 ×50% ・オフィス賃借料 ×50% ・転勤者引越手当 ×50% ・転勤者住居手当 ×50%
<p>(1)～(4)の共通要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業用の新たな用地を取得又は賃借した後3年以内に操業を開始すること ・市との立地協定を締結し協定に定める事項を履行すること <p>※このほか、水源確保のための設備投資額・研修費・企業内託児所運営費等に対する補助もあり。</p>		

[鹿児島市・輸出関係補助金]

【お問い合わせ先】

鹿児島市役所 産業政策課 企画調整係 TEL 099-216-1318(直通) FAX 099-216-1303

■輸出チャレンジ支援事業補助金

鹿児島市では、市内の中小企業者が販路拡大を目的に海外で開催される合同展示会に出展する経費等に対して助成します。本年度は展示会の要件等を緩和しました。

補 助 対 象 事 業	国、県、その他国内の公的機関・団体、又は金融機関又は開催国の公的機関の主催、共催又は後援により、海外で開催される展示会や商談会などへ出展又は参加する事業
補 助 対 象 者	納期が到来している市税を完納している、鹿児島市内に主たる事業所がある中小企業者など（個人事業主を含む）
補 助 対 象 経 費	出展料、渡航費、宿泊費など対象事業を実施する為の経費
補 助 率	補助対象経費の 1 / 2 （上限：1～3 年度目 20 万円、4～5 年度目 10 万円）
申 請 方 法	申請は隨時受付、所定の申請用紙に必要書類を添えて提出 ※申請用紙は鹿児島市ホームページからダウンロードできます。 http://www.city.kagoshima.lg.jp/kei-seisaku/sangyo/shokogyo/kaigaitenkai/yushutsu-h27.html

[鹿児島市・雇用関係補助金等]

【お問い合わせ先】

鹿児島市役所 雇用推進課 TEL 099-216-1325(直通) FAX 099-216-1303

■就職困難者等雇用奨励金

鹿児島市では、雇用機会の増大及び雇用の定着を図るために、障害者等を雇用した事業主に対し、国の特定求職者雇用開発助成金と協調して市単独の奨励金を支給します。

対 象 者	市内在住の就職困難者等を継続して雇用する労働者として雇い入れた市内の中小企業の事業主 ※就職困難者・・・障害者、高年齢者、母子家庭の母等、父子家庭の父、その他就職が特に困難な者
-------	---



補助対象内容	国の「特定求職者雇用開発助成金」の支給決定を受けた市内に事業所のある中小企業の事業主で、対象労働者が雇用開始時において「市民（鹿児島市に住民登録がある）」である場合に、奨励金を交付。ただし、納期の到来している市税を完納しているものに限る。
補助上限金額	重度障害者及び精神障害者を雇用 1人月額 6,000円 それ以外を雇用 1人月額 3,000円
申請期限	国の特定求職者雇用開発助成金の支給が決定された日の翌日から起算して12月以内

■トライアル雇用支援金

鹿児島市では、若年者等の雇用機会の拡大に資するため、若年者等を雇用した事業主に対し、国のトライアル雇用事業と協調して市単独の奨励金を支給します。

対象者	市内に事業所を有し、対象労働者をトライアル雇用として雇い入れ、国の「トライアル雇用奨励金」または「障害者トライアル雇用奨励金」の支給決定を受けた事業主
対象労働者	市内に住所を有し、国のトライアル雇用事業または障害者トライアル雇用事業により市内に事業所を有する事業主に雇用された者
補助対象内容	国の「トライアル雇用奨励金」または「障害者トライアル雇用奨励金」の支給決定を受けた市内に事業所を有する事業主で、対象労働者が雇用開始時において「市民（鹿児島市に住民登録がある）」である場合に支援金を支給。ただし、次の要件をいずれも満たしていることが必要。 ① 納期の到来している市税を完納していること ② 申請日において、引き続き対象労働者を雇用していること
補助上限金額	対象労働者1人につき国の奨励金の支給決定金額の1／2 トライアル雇用事業により雇用された者・・・60千円 障害者トライアル雇用事業により雇用された者・・・120千円 ※平成27年4月10日以降に雇用された母子家庭の母等及び父子家庭の父については、別途、加算あり
申請期限	国の「トライアル雇用奨励金」または「障害者トライアル雇用奨励金」の支給が決定された日の翌日から起算して6月以内

■中小企業退職金共済掛金補助金

鹿児島市では、中小企業の人材確保と従業員の福祉の増進を図り、企業の発展に寄与するため、「中小企業退職金共済制度」及び「特定退職金共済制度」に新たに加入した事業主に掛金の一部を補助します。

対象者	中小企業退職金共済制度及び特定退職金共済制度において、退職金共済契約を締結した中小企業者
補助対象内容	中小企業退職金共済制度及び特定退職金共済制度に新たに加入し、当該契約に係る掛金を12か月間納付した市内に事業所を有する中小企業の事業主に対して、掛金の一部を補助。ただし、納期の到来している市税を完納しているものに限る。
補助上限金額	被共済者1人につき掛金の額（掛け金が5,000円を超えるときは5,000円）の12か月分に相当する額に20／100を乗じて得た額（12千円）以内
申請期限	共済契約の掛金の最後の月分を納付した月の翌月から起算して12月以内

■障害者技能向上奨励金

鹿児島市では、障害者の雇用促進につなげるため、職業技能を競い合うアビリンピック出場を目指す従業員を雇用している事業主に対し技能習得に要する経費を助成します。

対 象 者	市内に住所を有し、アビリンピック県大会に出場する者を雇用する事業所の事業主
補 助 対 象 内 容	アビリンピック県大会出場に向けた技能習得のための訓練等（訓練用材料の購入等の事前準備を含む。）に要する経費
補 助 率	10／10
補 助 上 限 金 額	50千円
申 請 期 限	訓練等（訓練用材料の購入等の事前準備を含む）を開始する前

■ものづくり職人育成支援金

鹿児島市では、ものづくり分野の技能継承、技術力向上等を図るとともに、市内事業所の人材育成を支援するため、新たに、職業訓練センターで実施される職業訓練に要する経費を助成します。

対 象 者	市内に住所を有する事業主であって、当該事業所で雇用する従業員に、鹿児島市職業訓練センターに職業訓練法人鹿児島市職業訓練協会が設置する鹿児島高等技術専門校で実施する職業訓練を受講させ、その職業訓練に係る経費を負担する事業主
補 助 対 象 内 容	事業主が支払った高等技術専門校の入学金及び授業料
補 助 率	1／2
申 請 期 限	毎年度、従業員が訓練を受ける訓練科の当該年度における最初の訓練が実施される前

■中小企業UIJターン人材確保支援金

鹿児島市では、UIJターンによる人材の確保を支援するため、県外で開催される合同企業説明会等に参加する事業所に対して、参加負担金や旅費などの一部を助成します。

対 象 者	雇用保険の適用事業所であり、納期の到来している市税を完納している、市内に主たる事業所を有する市内の中小企業者等（個人事業主や社会福祉法人、事業協同組合等を含む）
補 助 対 象 内 容	参加負担金、旅費等の合同企業説明会参加に係る経費
補 助 率	1／2（同一の事業所について、同一年度につき10万円を上限）
申 請 方 法	申請は隨時受付、所定の申請用紙に必要書類を添付して提出。 ※申込用紙は鹿児島市ホームページからダウンロードできます。 http://www.city.kagoshima.lg.jp/koyosuishin/ujita-nzinzaisienkin.html

●鹿屋市

【お問い合わせ先】

鹿屋市役所 農林商工部 商工振興課 TEL 0994-31-1164(直通)

■鹿屋市中小企業資金利子補給金

目 的	市内商工業者の経営の安定を図るために、鹿屋市中小企業資金利子補給金の対象資金の融資を受けた中小企業者に対し、借入資金の一部を補給する。
対 象 者 の 要 件	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所又は事業所を有していること ・鹿屋商工会議所、かのや市商工会に加入し、かつ、市税を完納しているもの
対 象 資 金	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県中小企業制度資金 ・株式会社日本政策金融公庫制度資金 ・商工貯蓄共済制度資金 (積立金の範囲内の資金は、除く)



利子補給金額	対象資金借入金額の2%分に相当する額
限度額	1事業所あたり30万円
手続き方法	融資のあった日から2ヶ月以内に商工会議所又は商工会へ届出書及び交付申請書、その他必要書類を提出して下さい。

【お問い合わせ先】

鹿屋市役所 農林商工部 産業振興課 TEL 0994-31-1180(直通)

■鹿屋市工場等立地促進補助金

市内の工場等の立地促進を図り、雇用の増大を図るため、必要な助成措置を行い、もって市の発展と市民生活の安定に寄与することを目的とする。

補助対象事業者の要件	① 工場適地、農工団地、その他市長が工場等用地として適當と認める地域に設置されていること。 ② 公害防止に関する法令その他関係法令に違反していないこと。 ③ 市と立地協定を締結していること。 ④ 市内の既存工場等を操業停止したり、操業能力を著しく減少させたりしないこと。		
対象事業	製造、情報通信及び研究開発の事業の用に供する施設の「新設」及び「増設」		
交付要件	① 製造業、研究開発施設 【新設の場合】 ・ 土地取得（賃借）面積は、市外事業者3,000m ² 以上（市内事業者1,500m ² 以上）で取得又は賃借後5年以内での操業開始 ・ 新規雇用者数は、市外事業者10人以上（市内事業者5人以上） 【増設の場合】 ・ 新規雇用者数は、5人以上 ② 情報通信業 【新設の場合】 ・ 土地取得（賃借）面積は、市外事業者200m ² 以上（市内事業者100m ² 以上）で取得又は賃借後5年以内での操業開始 ・ 新規雇用者数は、市外事業者10人以上（市内事業者5人以上） 【増設の場合】 ・ 新規雇用者数は、5人以上		
補助金の種類等	補助金の種類	補助率等	交付対象期間
	① 工場等用地取得費補助金	取得価格×30%以内	1回限り
	② 建物・機械設備補助金	設備投資額×10%以内	
	③ 雇用促進補助金	新規雇用者数×15万円	
	④ 情報通信施設 ^{*2} 賃借料補助金	事業所賃借料(年間) ×30%以内	操業開始の日から 3年間
	⑤ 通信回線使用料 ^{*2} 補助金	通信回線使用料(年間) ×25%以内	

*1 新規雇用者数毎に異なる（※別表参考）

*2 情報通信施設賃借料補助金等については、増設時は対象外

※1 別表 工場等用地取得費補助金の限度額

使用者数	限度額
5人以上 10人未満	2,000万円
10人以上 20人未満	3,000万円
20人以上 50人未満	5,000万円
50人以上 100人未満	7,000万円
100人以上	1億円

■地域6次産業化推進事業関連の補助事業

◇ 売れる商品づくり応援事業

補 助 対 象 者	地域資源を活用した商品開発等に取り組む個人又は団体
補 助 対 象 経 費	商品の開発及び品質向上並びに技術開発に要する経費（報償費、原材料費、備品購入費、消耗品費、通信運搬費、使用料、賃借料、修繕料、委託料、旅費その他市長が必要と認める経費）
補助額及び補助率	上限を 50 万円とし、補助対象経費の 2 分の 1 以内。ただし、県大隅加工技術研究センターを活用した場合は上限を 100 万円とする。

◇ かのや逸品ビジネスマッチング支援事業

補 助 対 象 者	地域資源を活用した商品の販路開拓に取り組む個人又は団体
補 助 対 象 経 費	商品の販路開拓に必要な展示会、商談会等への参加に要する経費（旅費、出店費用その他市長が必要と認める経費）
補助額及び補助率	(1) 国内：上限を 8 万円とし、補助対象経費の 2 分の 1 以内、ただし、年間 2 回までとする。 (2) 国外：上限を 20 万円とし、補助対象経費の 2 分の 1 以内、ただし、年間 1 回限りとする。

◇ 商品開発プロジェクト活動支援事業

補 助 対 象 者	地域資源を活用した商品の開発及び販路開拓に取り組む 3 者以上で構成される組織、ただし、同一組織の申請は 3 ヶ年を限度とする。
補 助 対 象 経 費	商品の開発及び販路開拓を行うための組織の活動に要する経費（報償費、原材料費、消耗品費、通信運搬費、使用料、賃借料、委託料、旅費その他市長が必要と認める経費）
補助額及び補助率	上限を 30 万円とし、補助対象経費の 10 分の 8 以内

■小規模企業等立地・雇用推進補助金

鹿屋市内における小規模企業等の立地促進、産業の振興と雇用の増大を図るため、情報通信業、飲食料品製造業、飲食料品卸売業、倉庫業、一般飲食業に対し、設備投資や食材購入費の一部を補助します。

対 象 業 種	①情報通信業 ②飲食料品製造業（一部を除く）、飲食料品卸売業、倉庫業 ③一般飲食業（一部を除く） ※詳細についてはお問い合わせください。		
	業 種	最大補助額	補助金の組合せ
補 助 内 容	情報通信業	480万円	アイウエオカ
	飲食料品製造業		
	飲食料品卸売業	450万円	アイウオカ
	倉庫業		
	一般飲食業(一部を除く)	550万円	アイウオカキ
補助対象事業者要件及び交付要件	①② ・公害防止条例に違反していない事。 ・市と立地協定を締結 ・市税等の滞納がないこと ・土地、建物の取得又は賃借により新たな事業所、工場等を設置すること ③ ・公害防止条例に違反していない事。 ・市と立地協定を締結 ・市税等の滞納がないこと ・鹿屋産食材等年間購入予定額が1,000万円以上であること		新規雇用者 3名以上



<補助金の種類等>

	補助金の種類	補助率等	限度額
ア	工場等用地取得費補助金	取得価格×30%	100万円
イ	建物・機械設備費補助金	設備投資額×10%	100万円
ウ	雇用促進補助金	新規雇用者数×15万円	150万円
エ	通信回線使用料補助金 対象:情報通信業	通信回線使用料×25%	30万円
オ	土地賃借料補助金	賃借料×30%	50万円
カ	建物賃借料補助金	賃借料×30%	50万円
キ	鹿屋産食材等使用補助金 対象:一般飲食業	食材購入実績×10%	100万円

●枕崎市

《枕崎市の融資制度》

[お問い合わせ先]

枕崎市役所 水産商工課 商工振興係 TEL 0993-72-1111(内線421)

■枕崎市中小企業振興資金融資制度

対象者	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住所を有し、原則として同一業種の事業を引き続き 6 月以上経営している中小企業者であること 融資の申込みのときまでに納期の到来している市税及び国民健康保険税を完納していること
資金の用途	運転資金及び設備資金
融資額	1企業あたり 600 万円以内
融資期間	5 年以内
融資利率	<ul style="list-style-type: none"> 融資期間が 1 年以内の融資：年 1.8% 以内 融資期間が 1 年を超えて 3 年以内の融資：年 2.0% 以内 融資期間が 3 年を超えて 5 年以内の融資：年 2.2% 以内
償還方法	一括又は分割返済
連帯保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要（ただし、特に必要と認める場合においては、保証協会が認める者の中から立てる場合があります。）

■枕崎市中小企業借入金信用保証料補助

対象者	本市に 1 年以上居住し、現に事業を営む者で鹿児島県信用保証協会が保証する枕崎市中小企業振興資金を借り入れた者
補助率	信用保証料の 3 分の 1 以内
補助期間	資金の借入れを受けた月から 5 年以内

■枕崎市商工振興資金利子補給補助金

対象者の要件	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住所又は事業所を有している中小企業者であること 枕崎商工会議所に加入していること 市税の滞納がないこと
補助対象資金	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社日本政策金融公庫制度資金 商工貯蓄共済融資制度資金 鹿児島県中小企業制度資金 枕崎市中小企業振興資金

補 助 金 額	融資実行期間に借り入れた補助対象資金の額に 1.5%（借入利率が 1.5%を下回る場合は、当該借入利率）を乗じて得た金額（その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）
限 度 額	1 事業所あたり 30 万円
受 付 窓 口	枕崎商工会議所

《枕崎市の補助金》

【お問い合わせ先】

枕崎市役所 企画調整課 政策推進係 TEL 0993-72-1111(内線460)

■企業誘致促進補助金制度

条 件	企業誘致促進補助金の交付を受けるには、枕崎市工業団地分譲基準を満たし、なおかつ次の条件を満たす必要があります。 1. 新規地元雇用者を11人以上雇用する必要があります 事業所の新設及び増設に伴って増加する新規地元雇用者数が11人以上必要です。(ただし、ソフトウェア業・研究開発施設については6人以上。また、4年制大学・総合保養地域整備法に基づく特定民間施設の事業の用に供する施設については、30人以上) 2. 設備投資額について 一定額以上の設備投資が必要です。設備投資額については、業種ごとに必要額が定めています。
補 助 金 額	新規地元雇用者数×30万円+設備投資額×2／100(4千万円限度)

●出水市

【お問い合わせ先】

出水市役所 シティセールス課 TEL 0996-63-2111(内線396)

■出水市中小企業振興資金融資制度

目 的	市内の中小企業者の事業に必要な資金を融資し、市内中小企業の振興を図ること
融 資 対 象 者	1. 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2 又は第 3 号のいずれかに該当する者 2. 融資あっせん申込みのときに、同一事業を市内で引き続き 6 箇月以上経営している中小企業者で次のいずれかに該当し、納期の到来している市税を完納していること (1) 個人は、住民基本台帳により本市の住民基本台帳に記載されていること (2) 会社は、出水市税条例第 36 条の 2 第 8 項の規定により、市長に申告していること
対 象 使 途	運転資金、設備資金
融 資 金 額	小口資金…500 万円以内 経営安定特別資金…3,000 万円以内
融 資 期 間	小口資金…5 年以内 経営安定特別資金…10 年以内 (いずれも 1 年以内の措置期間を含む)
融 資 利 率	2.4%
保 証 人 等	保証機関の定めるところによる。 鹿児島県信用保証協会の信用保証付
取 扱 金 融 機 関	鹿児島銀行、鹿児島相互信用金庫、鹿児島信用金庫、南日本銀行、熊本銀行、鹿児島興業信用組合の市内各支店
申 込 窓 口	出水商工会議所、鶴の町商工会



■出水市中小企業対策資金利子補給金

概要	中小企業の振興を図るため、出水市中小企業振興資金を借り入れた者に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付する。
利子補給率	1.2%
申込窓口	出水商工会議所、鶴の町商工会

■出水市中小企業借入金信用保証料補給金

概要	中小企業の育成強化を図るため、資金を借り入れたものに対し、予算の範囲内において保証料補給金を交付する。
保証料補給率	① 出水市中小企業振興資金 保証料の 1/2 以内を補給する (100 円未満切り捨て)。 ② 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱に基づく中小企業振興資金 保証料の 1/6 以内を補給する (100 円未満切り捨て)。
申込窓口	出水商工会議所、鶴の町商工会

●薩摩川内市

【お問い合わせ先】

薩摩川内市役所 商工政策課 商工政策グループ TEL 0996-23-5111(内線4321)

※新産業創造事業補助金については 商工政策課 企業支援グループ(内線4331)まで

※農商工連携チャレンジ起業支援補助金については 六次産業対策課(内線4452)まで

■薩摩川内市中小企業対策利子補助金

対象資金	鹿児島県中小企業融資制度 (中小企業振興資金、小規模企業活力応援資金、特別小口資金、経営力強化資金、(平成28年度まで)バトンタッチ支援資金、産業おこし応援資金、耐震改修支援資金) 日本政策金融公庫 (普通貸付、小規模事業者経営改善資金)
補助対象者	川内商工会議所または薩摩川内市商工会の斡旋により上記制度融資を受けた中小企業者など (※市税を滞納していないこと等要件があります。)
交付期間	融資決定日の属する月の翌月から起算して3年を限度
補助対象融資額	1事業者、1年度あたり1,000万円以内
補助率	70% (平成28年12月末融資実行分まで)
申込先	川内商工会議所又は薩摩川内市商工会

■薩摩川内市緊急保証制度保証料補助金

対象資金	鹿児島県中小企業融資制度資金のうち経営安定対策資金に区分されるもの (セーフティネット対応資金など) 各金融機関の事業者向け融資資金
補助対象者	次のいずれにも該当することが必要です。 ・中小企業信用保険法に基づき、薩摩川内市長が「特定中小企業者」に認定した中小事業者であること ・平成29年3月末までに決定(実行)された融資資金であること ・薩摩川内市中小企業対策利子補助金に関する手続きをとっていない融資であること ・市税を滞納していないこと
補助対象融資額	1事業者、1年度あたり500万円以内
補助率	100% (ただし100円未満は切り捨て。平成29年3月末日融資決定(実行)分まで)
申込先	薩摩川内市商工政策課

■薩摩川内市中小企業元気づくり補助金

市内で事業を営んでいる中小企業の方々の社員研修や製品宣伝活動、女性人材育成、知的財産権申請の経費の一部について、その負担軽減と経営の安定化を目的として、市が補助する制度を設けています。

経費の種類	該当する経費の内容	補助率	補助金額
社員研修経費	ポリテクカレッジ川内、川内技術開発センター、中小企業大学校人吉校、鹿児島県工業技術センターにおける社員研修に要する経費（旅費・研修負担金）で、中小企業者が支払ったもの	補助対象経費の 1／2以内	10万円以内
製品宣伝活動経費	見本市や展示会出展のブース費用、機材のレンタル費用、出展に関するパンフレットの作成などに要する経費で、中小企業者が支払ったもの（販売を伴うものは除く）		30万円以内
女性人材育成支援経費	女性の人材育成のための研修会や、講演会等に係る講師謝金や旅費、受講負担金等の経費で中小企業者が支払ったもの		10万円以内
知的財産権申請経費	特許、実用新案、意匠、商標など知的財産権に関する申請に要する経費で、中小企業者が支払ったもの		70万円以内
補助対象の要件	・中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で薩摩川内市で生産開発を行っている事業者であること ・国・県の補助制度を利用しないものであること ・市税を滞納していないこと		
申込先	薩摩川内市商工政策課		

■創業・チャレンジ支援補助金

目的	新たに起業される方や事業の拡大を希望する中小企業者の方々向けに、鹿児島県中小企業融資制度の融資資金の一部について、その利子及び保証料の一部を補助する制度を設けています。
対象資金	鹿児島県中小企業制度融資（創業支援資金、新事業チャレンジ資金）
補助対象者	次のいずれかに該当する、市内で事業を営んでいる方で、川内商工会議所又は薩摩川内市商工会から推薦された方（市税を滞納していないことが条件です） ・中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者など ・新たに起業する方
補助対象融資額 交付期間 補助金額	・利子相当額に対する補助金…補助対象融資額／1企業あたり1,000万円以内、交付期間／融資実行日の翌月から起算して3年を限度、補助金額／交付期間中の毎年1～12月に金融機関に支払った利子相当額 ・保証料相当額に対する補助金…補助対象融資額／1企業あたり500万円以内、交付期間／融資実行日から起算して最初の12月31日まで、補助金額／交付期間中に支払った初年度の信用保証料相当額
補助率	100%（ただし、100円未満は切り捨て。平成28年12月31日融資決定分まで）
申込先	川内商工会議所または薩摩川内市商工会

■薩摩川内市地域成長戦略対策利子補助金

目的	地域成長戦略（食品ビジネス、次世代エネルギービジネス、医療介護周辺ビジネス、観光ビジネス、起業・創業）に取り組む、市内の中小企業者が借り入れた資金の返済にともなう利子の補助制度を設けています。
対象となる資金	日本政策金融公庫融資資金 ・新企業育成貸付資金 ・企業活力強化貸付資金 ・環境・エネルギー対策貸付資金 ・企業再生貸付資金 ・食品貸付資金



資金使途	運転資金及び設備資金
補助対象となる融資額	1事業者、1年度あたり1,000万円以内
補助率	100%（但し100円未満は切捨て。平成28年12月末融資決定分まで）
補助対象期間	融資決定日の翌月から3年以内 (各年1~12月に支払った利子額相当分を翌年3月に交付予定)
補助対象者	川内商工会議所または薩摩川内市商工会の斡旋により上記制度融資を受けた中小企業者など（※市税を滞納していないことなどが要件）
申請方法	融資決定年の翌年1月頃、次の書類を添えて川内商工会議所または薩摩川内市商工会へ申請 ① 補助金交付申請書 ② 補助金交付請求書 ③ 融資金額、融資利率、償還期間、償還方法が明記されている取扱金融機関発行の証書類 ④ 偿還明細書または償還済明細書 ⑤ 市税完納証明書

■薩摩川内市中小企業雇用安定支援事業

人材の確保、従業員の福祉の増進及び雇用の安定化を目的に、中小企業の退職金共済制度の加入促進を支援する制度を設けています。

補助対象者	中小企業退職金共済制度に加入している事業者 特定退職金共済制度に加入している事業者
補助率	新たに制度に加入した従業員一人につき支払った掛け金6か月分の額に100分の30を乗じて得た額。但し、掛け金の月額上限額は5千円です。
補助上限額	対象従業員が、加入期間6か月経過を確認できる書類 事業者が支払った掛け金額を確認できる書類

■薩摩川内市中小企業人材育成支援事業補助金

市内で事業を営んでいる中小企業の業務上必要な国家資格取得を推進する為、資格取得に要する経費を補助する制度を設けています。

補助対象者	薩摩川内市に住所を有する、大企業及び公的機関を除く事業者
補助金額	国家資格取得に要した経費の2分の1以内とし、1資格あたり上限10万円です。
補助の対象となる経費	受験手数料・登録免許税・旅費に係わる経費で事業主が負担した経費が対象となります。
補助金の交付要件	資格取得者の年齢基準は45歳未満です。補助対象となった資格取得者は、当該事業所に資格取得後引き続き5年間以上勤務する事。複数資格を取得される場合も補助対象になります。
申請手続き	申請手続きは合格通知日から1か月以内に申請すること。

■薩摩川内市新卒者等就労促進事業奨励金

新卒者、UIJターン者の市内就労促進と市内事業所の人材確保を支援するための制度を設けています。

補助対象者	・新卒者：中学校・高校・大学・専門学校等の新卒者で、市内に住所を有し卒業後1年以内に市内事業者と正規雇用契約を結んだ者。※公的機関を除く ・UIJターン者：本市に転入した30歳未満の者で、転入後1年以内に市内事業者と正規雇用契約を結んだ者。※公的機関を除く ・事業者：上記個人（新卒者・UIJターン者）と正規雇用契約を結んだ市内事業者。但し、大企業及び公的機関は除きます。 ※正規雇用とは雇用期間の定めが無く、社会保険、労災保険、雇用保険に入加入していること。
-------	---

奨励金額	個人(新卒者・UIJ ターン者)：一人につき 10万円(生涯1回のみの支給) 事業者：一人につき 10万円
申請方法	個人は本人申請、事業者は事業所に就労した対象社員全員分をまとめて申請
期間の証明	個人・事業者とも継続して同一企業に6か月以上就労した期間の証明が必要 新卒者は、卒業後、UIJ ターン者は転入後1年以内に就労した期間の証明が必要

■農商工連携促進事業補助金

新たに農林漁業者と商工業者とが有機的に連携し、新たな商品の製造・販売等を行う農商工連携の取組を支援(補助)します。

補助対象者	①市内の農林漁業者(個人、法人、農協漁協ほか)、②市内に事業所を有する事業者(個人及び法人に限り①の農村漁業者をのぞく。以下「商工業者等」)		
補助の対象となる事業	市内の農林漁業者が、商工業者等にその生産物又は一時加工品を直接供給し当該商工業者等が当該生産物等を活用して、新商品又は新サービスの製造・販売を行なう事業。ただし契約書等により当該事業に係わる両者の取引が、おむね3年以上の期間継続して行われることが確認できるものに限ります。		
補助の対象となる経費	農林漁業者:当該事業に係る生産物の一次加工に要する経費(加工委託料など) 商工業者等:当該新商品又は新サービスの製造・販売等に要する経費であって、以下に掲げるもの ア 販路開拓費(展示会等参加費、広告宣伝費、パッケージデザイン制作費など) イ 機械等購入費(車輌の購入費は除く) ウ 原材料購入費(ただし、当該事業に係る取引先の相手先である農林漁業者からの、当該事業に係る生産物等の購入費に限ります。)		
補助金額	補助対象者	補助率等	限度額
	農林漁業者	経費の1/2以内	100万円以内
	商工業者等	経費の1/2以内	300万円以内

●阿久根市

【お問い合わせ先】

阿久根市役所 商工観光課 TEL 0996-73-1114

■阿久根市中小企業振興資金(平成28年4月1日現在)

◇小口資金

使途	運転資金・設備資金
融資対象者	次の①、②いずれの要件にも該当する方です。 ① 市内に住所又は事業所を有し、融資あっせん申込時において同一事業を引き続き6か月以上経営している中小企業者であること。 ② 融資あっせん申込時までに、納期の到来している市税等を完納していること。
融資限度額	1,000万円(※)
貸付利息	1年以内 2.90% 1年超3年以内 3.10% 3年超5年以内 3.40% 5年超7年以内 3.60%
期間	7年以内(※うち、据置期間1年以内)
保証人等	原則として 個人・不要 法人・代表者のみ 鹿児島県信用保証協会の信用保証付



申込先	阿久根商工会議所 TEL 0996-72-1185
-----	---------------------------

※印については、平成21年1月1日から平成28年12月31までの特例措置です。

(本来は融資限度額が500万円、期間が5年)

◇地場産業振興資金

使途	設備資金
融資対象者	次の①、②いずれの要件にも該当する方です。 ① 市内に住所又は事業所を有し、融資あっせん申込時において同一事業を引き続き6か月以上経営している中小企業者であること。 ② 融資あっせん申込時までに、納期の到来している市税等を完納していること。
融資限度額	2,000万円
貸付利息	1年以内 2.90% 1年超3年以内 3.10% 3年超5年以内 3.40% 5年超7年以内 3.60% 7年超10年以内 4.00%
期間	10年以内(うち、据置期間1年以内)
保証人等	原則として 個人・不要 法人・代表者のみ 鹿児島県信用保証協会の信用保証付
申込先	阿久根商工会議所 TEL 0996-72-1185

■阿久根市中小企業振興資金利子補助金

補助対象経費	阿久根市中小企業振興資金の融資を受けた金融機関に毎年1月1日から12月31日までに支払った当該融資に係る利子
利子補助率	2% ÷ 上記貸付利率
補助額	補助対象経費 × 利子補助率 ※100円未満切り捨て

■阿久根市中小企業借入金信用保証料補助金

補助対象経費	鹿児島県信用保証協会の保証する次に掲げる資金の融資に係る保証料 ① 阿久根市中小企業振興資金 ② 鹿児島県中小企業振興資金のうち次に定める金額以下の資金 ⅰ) 運転資金 1,000万円 ⅱ) 設備資金 2,000万円
利子補助率	①の場合、融資を受けた日から1年以内の保証料の全額及び2年目から融資期間満了までの保証料の25%以内の額 ②の場合、融資を受けた日から融資期間満了までの保証料の25%以内の額 ※①、②ともに100円未満切り捨て

■阿久根市企業立地促進補助金

工場等を設置する企業に対し、用地取得費等の一部を助成します。(市との事前協議が必要です。)

対象業種	適用要件(注1)	補助額の算定方法	限度額
製造業 及び ソフト産業	設備投資額 (特になし) 雇用増 (5人超)	・用地取得費 × 25% (注2) ・ソフト産業専用回線使用料 × 25% ・土地・工場賃借料 × 25% + 10万円 × 増加雇用者数	用地取得補助 2,500万円 ソフト産業施設補助 2,500万円 雇用促進補助 500万円 ※合計限度額 3,000万円 ※設備投資額の10%以内

(注1) 製造業は用地取得後3年以内に操業開始することが要件。ソフト産業は営業開始から3年以内が補助期間となります。

(注2) 指定地認定地は、20／100となります。

■条例に基づく固定資産税の課税免除・不均一課税等

製造業等の用に供する生産等設備を新設又は増設した場合、固定資産税を減免します。

対象業種	税の種類(注1)	地域指定	措置の種類(注2)	適用要件
製造業、旅館業 ソフトウェア業	固定資産税	過疎地域	課税免除	設備等の取得価額 2,700万円超
製造業 道路貨物運送業 こん包業、卸売業	固定資産税	原子力発電施設 等立地地域	不均一課税	設備等の取得価額 2,700万円超 雇用増 15人超(製造業を除く)

(注1) 固定資産税の減免の適用が受けられる場合、県税(事業税及び不動産取得税)においても同様の措置が適用されます。

(注2) 課税免除及び不均一課税(税率軽減)は、いずれも3年間です。

●伊佐市

【お問い合わせ先】

伊佐市役所 企画政策課 TEL 0995-23-1311(内線1305)

■伊佐市商工振興資金利子補給補助金

概 要	市内商工業の振興を図るため、商工業者がその事業に必要な資金を伊佐市商工会及び各生活衛生同業組合(経営特別指導員を有する組合に限る)を通じて、金融機関から借り入れた商工業振興資金に対して補助する利子補給に係る補助金である。借入初年度に限り、その利子の一部を補助する。
対象制度資金	補助金の対象となる資金の種類は下記のとおり ・鹿児島県制度資金 ・日本政策金融公庫制度資金 ・商工貯蓄共済制度資金
資金用途	設備・運転資金
補 助 率	補助対象事業額(借入額)の2.0%以内
助 成 額	補助対象事業額(借入金)に上記補助率を乗じて得た額。 ただし、限度額は年度内1事業者当たり上限30万円とする。
補 助 対 象	① 市内に6か月以上継続して住所及び事業所を有していること ② 商工会等の会員であること ③ 商工会等の金融斡旋に基づく資金の借入であること ④ 市民税・固定資産税等の滞納がないこと ⑤ 上記概要に趣旨が一致していること

■伊佐市市街地活性化空き店舗活用事業補助金

概 要	にぎわいのある市街地を形成するため、都市計画により区画整理された範囲にある空き店舗を利用した新事業に要する経費に対し補助する。
対象制度資金	① 対象施設の設置に要する改装費又は改築費 ② 空き店舗の賃借料 ③ 消耗品及び備品の購入費 ④ 宣伝広告費 ⑤ その他
補 助 率	補助対象経費の1/2以内(上限100万円)
補 助 対 象 者	伊佐市内に住所を有し、以下いずれにも該当する者 ① 業務に使用する物品の購入及び業務の発注を伊佐市内業者で行う者 ② 空き店舗を利用し、12箇月以上継続して事業を行う者 ③ 伊佐市商工会へ加入していること



●指宿市

【お問い合わせ先】

指宿市役所 産業振興部 商工水産課（商工運輸係） TEL 0993-22-2111 (内線312)

■指宿市商工業制度資金利子補給助成金

概要	市内に住所及び事業所を有する中小企業者で、商工会議所及び商工会の会員が、商工会議所等を通じて制度資金を利用した場合に対して助成するものとする。ただし、市税等の滞納がない者とする。
対象制度資金	助成の対象となる制度資金は次のとおりとする。但し、借入期間が1年未満のものは除く。 ・鹿児島県中小企業制度資金 ・日本政策金融公庫制度資金（教育貸付及び恩給担保貸付資金は除く） ・商工貯蓄共済融資制度資金（積立金の範囲内の資金は除く）
助成金の交付制限等	助成金は単年度限り。毎年1月1日から12月31日までの期間に融資を受けた者に対して交付するものとする。
助成率	当該期間に融資を受けた総額の1%以内（ただし、借入利率が助成率を下回る場合はその率）とし、1事業者への助成額は、20万円を限度とする。 助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

●西之表市

【お問い合わせ先】

西之表市役所 経済観光課 商工政策係 TEL 0997-22-1111 (内線271,274)

■中小企業振興資金融資

目的	西之表市内の中小企業者の事業に必要な資金を融資し、中小企業の振興を図る。
融資対象者	市内に6か月以上住所・事業所を有し、引き続き6か月以上経営している中小企業者
申込先	西之表市商工会
融資金額	500万円
期間	5年以内（1年以内の据置期間含む）

■西之表市商工業振興資金利子補給補助金

目的	市内の商工業者で対象となる資金を借り入れた者に対し、利子補給補助金を交付し、商工業者の経営の安定を図り、もって本市商工業の振興に寄与する。
融資対象者	・市内に6か月以上居住していること ・商工業者又は創業予定者であること ・商工会及び市内金融機関等から経営支援を受けていること ・市税等の滞納がないこと
対象となる資金	・鹿児島県中小企業融資制度 ・株式会社日本政策金融公庫制度資金 (教育一般貸付及び恩給・共済年金担保融資は除く。) ・商工貯蓄共済融資制度資金 (積立金の範囲内の資金は除く。) ※借入期間が1年未満の資金は対象としません。 ※借換えに当たる資金は対象としません。 ※補助をするのは、資金を借り入れた初年度のみとします。
補助金の期間 及び補助率	融資を受けた総額の1%以内（利率が1%未満の時は融資利率が上限） 1事業者への補助額は、20万円を限度とします。
提出期限	毎年度1月末とします。

●日置市

【お問い合わせ先】

日置市役所 総務企画部 商工観光課 TEL 099-248-9409(直通)

■商工業制度資金等利子補給補助金

対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住の商工業者 ・市外の事業者については、市内に事業所を有し、日置市商工会に加入している商工業者
資金名	<ul style="list-style-type: none"> 商工会を通じて借り入れた各種制度資金 ・県信用保証協会を通じての県制度資金 ・日本政策金融公庫の普通貸付、経営改善貸付資金、環境衛生貸付資金 ・鹿児島県商工会連合会の制度資金としての商工貯蓄共済貸付制度等
資金種別	<p>設備資金 市内において店舗改装又は機械備品の購入等（屋号なき車両を除く）事業経営に必要な設備投資（造成費を含む）を行うため借り入れた資金。(ただし、用地費及び住居部分についての借り入れは、対象としない) 運転資金 市内において事業を行うための資金で、借替にあたる資金は対象としない。</p>
借入額返済期間	借入額が上記区分ごとに1件につき100万円以上で、かつ返済期間が36月以上
補助率 及び 補助対象限度額	<p>融資利率を上限とし、 設備投資が借入額の2%以内 運転資金が借入額の1.5%以内 補助対象限度額は、 設備投資が2,500万円 運転資金が2,000万円</p>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関が発行する借入金明細証明書 ・委任状 ・設備投資の実施を確認できる書類（事業が完了している場合にあっては、写真及び領収書の写し。事業の完了していないものにあっては、契約書等の写し） <p>※設備投資資金のみ</p>
提出先	日置市商工会

●曾於市

【お問い合わせ先】

曾於市役所 経済課 TEL 0986-76-8808

■曾於市商工業者の設備投資に対する利子補給補助金

目的	曾於市商工業者が市内での購買意欲向上を図るために、施設設備の新設及び改造に要した借入金の償還利子の一部を補助することにより、本市商業の発展を期することを目的とする。
補助対象とする施設設備	<ul style="list-style-type: none"> ① 店舗の新築及び増改築 ② 営業用貨物自動車（軽貨物及びライトバンを含む。）の購入。ただし、営業用である旨の表示をしたものに限る。 ③ 陳列ケース等販売対策設備の購入及び改修



補 助 資 格	① 販売対策に意欲のあること。 ② 本市に住所を有していること。 ③ 営業所得が総所得の 50% を超えていること。 ④ 税の滞納がないこと。
補 助 金 額	① 補助金の額は、金融機関から借り入れた総額の借入利息とし、3 年に分けて補助する。 ② 前項に規定する補助金の額は、1 商工業者当たり 1 件 100 万円を限度とする。 ③ 第 1 項に規定する金融機関は、日本政策金融公庫、鹿児島銀行、鹿児島相互信用金庫、宮崎銀行、南日本銀行、鹿児島興業信用組合及び市長が特に認めたものとする。

■曾於市商工業者の経営改善資金に対する利子補給補助金

目 的	曾於市商工業者が、経営の安定及び向上を図るための経営改善に要した借入金の償還利子の一部を補助することにより、商工業の発展を期する。
補 助 対 象	経営改善のために要した借入金とする。
借 入 資 格	(1) 経営の安定及び経営改善に意欲があること。 (2) 本市に住所を有していること。 (3) 営業所得が、総所得の 50% を超えていること。 (4) 税の滞納がないこと。
補 助 金 額	(1) 補助金の額は、金融機関から借り入れた総額の借入利息とし、3 年に分けて補助する。 (2) 規定する金融機関は、日本政策金融公庫、鹿児島銀行、鹿児島相互信用金庫、宮崎銀行、南日本銀行、鹿児島興業信用組合及び市長が特に認めたものとする。

●霧島市

【お問い合わせ先】

霧島市役所 商工観光部 商工振興課 TEL 0995-45-5111(内線2512・2515)

■霧島市商工業資金利子補給補助金

目 的	市内商工業者の育成及び商工業の振興を目的とし、商工業者の経営の安定を図るために、制度資金の借入者に対して、規則に定めるところにより利子補給補助金を交付します。
補助対象となる制 度 資 金	市内の商工業者で、霧島商工会議所、霧島市商工会に加入し、かつ、市税を完納している会員が、商工会議所又は商工会を通じて利用した次に掲げる制度資金とします。 ・鹿児島県制度資金 ・日本政策金融公庫 ・商工貯蓄共済制度資金 ※前項に掲げる制度資金のうち、次に該当する資金は対象としません。 a) 借入期間 1 年未満の資金 b) 商工貯蓄共済制度資金のうち積立金の範囲内の資金 c) 霧島市中小企業災害復旧資金利子補助金の交付対象となる資金
補 助 対 象 期 間	補助金は、単年度補助とし、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間に融資を受けた者に対し交付します。

補助率及び利子 補給対象借入 限 度 額	一事業者の利子補給対象借入限度額は 2,000 万円とします。融資を受けた場合の補助率は、借入金額の 1% (1,000 円未満切り捨て) です。 (平成 28 年度は、経済状況等に鑑み、補助率を 2% としています。)
申請書提出先	補助対象となる制度資金を利用した際に窓口となった商工会議所又は商工会
申請書類	提出していただく書類等については以下のとおりです。 ※申請書類については商工会議所及び商工会にあります。 <ul style="list-style-type: none"> ・委任状（商工会議所及び商工会が一括して申請等を行なうため必要になります） ・借用証書の写し又は融資実行後の保証書の写し ・市税の滞納がないことを証する書類（市の発行する滞納のない証明書） ・融資実行日が確認できる書類（支払明細書等）
提出期間	商工会議所、商工会の定める日までに申請して下さい。

■霧島市中小企業災害復旧資金利子補助金

目的	台風、豪雨、洪水、地震等の災害により被害を受けた中小企業者及び組合が、災害復旧のために借り入れた資金について、当該資金に係る金利負担を軽減するため、霧島市中小企業災害復旧資金利子補助金を交付します。								
補助対象となる制度資金	県内における災害により被害を受けた中小企業者及び組合が、市町村長、消防署長等の被災証明を受け、災害発生の日から概ね 6 月以内で、災害の都度、市長が定める期間において災害復旧の目的で借入申込みを行った次の資金とします。 ① 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫の資金 ② 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱に規定する緊急災害対策資金 ③ 県内市町村制度資金								
補助対象期間	償還開始（支払利息開始のみを含む。）の日の属する月から起算して 5 年間とし、年度ごとに、前年度の 1 月 1 日から当該年度の 12 月 31 日までの間に支払った災害復旧資金に係る支払利息について申請するものとします。								
補助率 及び 利子補給 対象借入限度額	補助率は、次の融資金額区分ごとに算出した額とし、100 円未満は切り捨てるものとします。なお、1 事業者の利子補給対象借入限度額は 1,500 万円とします。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>融資区分</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下</td> <td>年1.80%</td> </tr> <tr> <td>200万円超600万円以下</td> <td>年1.35%</td> </tr> <tr> <td>600万円超1,500万円以下</td> <td>年0.90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※補助率が融資利率を上回る場合の補助率は融資利率と同率とします。</p>	融資区分	補助率	200万円以下	年1.80%	200万円超600万円以下	年1.35%	600万円超1,500万円以下	年0.90%
融資区分	補助率								
200万円以下	年1.80%								
200万円超600万円以下	年1.35%								
600万円超1,500万円以下	年0.90%								
申請書提出先	商工振興課に、補助計算期間（前年度の 1 月 1 日から当該年度の 12 月 31 日までの翌年の 2 月 5 日までに提出してください。								
申請書類	申請時必要な書類は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業災害復旧資金利子補助金交付申請書（第 1 号様式（第 5 条関係）） ・中小企業災害復旧資金利息支払証明願（第 2 号様式（第 5 条関係）） ・災害により被害を受けたことの市町村長、消防署長等の証明書又は証明書の写し ・事業報告書（第 3 号様式（第 5 条関係）） ・市長が必要と認める書類 								

■霧島市商店街活性化事業補助金

目的	本市商工業の活性化を図るために、予算の範囲内において、商店街の街路灯設置や LED 化、イベント事業等に対し事業補助を行うものです。
補助対象者	補助対象者は本市内各通り会です。 なお、通り会とは、次の各号のいずれにも該当する者です。 ① 小売業・飲食業・その他サービス業等の店舗により、ほぼ連続した形で商店街が形成されている通りの商店主等で組織された団体 ② 会員の総意に基づく会則・規則等が整備されていること



	<p>③ 会員の総意に基づく予算書・決算書等が調整され、健全な運営が継続してなされていること ④ 役員体制が確立されていること</p>
申請窓口	<p>商工観光部 商工振興課 ※申請にあたっては、事前に担当課窓口までご相談ください。</p>
補助対象事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定・イベント事業 各通り会の特色を生かしたまちづくりを進めるための計画策定（そのための勉強会、研修会等の開催も含む）やイベントの実施に要する費用で、適当と認められるもの。 (補助限度額) 各通り会1事業あたり 60万円 ※ただし初年度限りの補助とする。 ・施設整備事業 おおむね5年以上活用可能な施設の整備(防犯カメラ、街路灯及びイルミネーション等の新設、又は修繕等)に要する費用で適当と認められるもの。 (補助限度額) 各通り会1事業あたり 600万円 ※スポンサー付広告灯・防犯灯については補助対象外。
補助率	<p>50%以内 (国・県の補助事業との併用も可能としています。詳しくはお問い合わせください。)</p>

■霧島市新市場開拓支援事業補助金

目的	本市内企業等による国内又は国外における販路開拓を支援するため、展示会等に出展を行う市内企業等に対し、出展にかかる経費の一部を補助金として交付します。
補助対象者	本市内に本社又は主たる事業所等を有し、事業を営む中小企業者又は農商工連携・6次産業化に取り組む農林水産業者等とし、かつ申請時点で市税の滞納がない者とします。
申請窓口	商工観光部 商工振興課
補助対象となる出展事業	<p>以下に該当する国外、国内展示会等へのブース出展費用等を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経産省、農水省、ジェトロ、産業支援センター等公的機関が開催に関与する展示会等 ・ ジェトロ、県貿易協会、産業支援センター等公的機関が共同ブースを確保する展示会等で、そのブースで出展するもの ・ 上記以外のもので、概ね100社、100ブースまたは100品目以上の出展規模が見込まれ、かつ参加者を広く一般に公募している展示会等 (補助対象外となる出展事業) ・ 補助申請者が自社で主催する展示会への出展や、自社商品やサービスの直接のPRや商談につながらない出展、ブースで販売を行うことを目的とする出展
補助内容	<p>1事業者あたり上限 20万円 (出展経費の2分の1) (補助事業社1者につき1年度あたり1回限りとし、国、県等の補助を受け、又は受けける予定である場合には、その補助に係る経費区分を除いた経費を補助対象とする。)</p>
補助対象経費	出展ブース料、展示装飾費、出展物の輸送費・保険料、出展者旅費（渡航費）1人分、宿泊費1人分、広報物制作費（パンフレット等）
申請手続	<p>展示会等への出展の14日前までに以下の書類の申請が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書（第1号様式） ・ 事業計画書（第2号様式） ・ 市内に本社又は主たる事業所等を有することが確認できる書類 ・ 展示会等の規模及び内容が確認できる書類
その他	予算限度に達し次第、募集締め切りとなりますので、申請の際は事前にお問い合わせください。

●いちき串木野市

【お問い合わせ先】

いちき串木野市役所 水産商工課 TEL 0996-33-5638 FAX 0996-32-3124

■いちき串木野市商工振興資金利子補助制度

目 的	商工会議所や商工会を通じて県や日本政策金融公庫などの制度資金を借り入れた中小企業者の経営の安定化のため、利子の1.2%（上限30万円）を補助する。
対 象 と な る 制 度 資 金	<p>① いちき串木野商工会議所又は市来商工会を通じて借り入れたものであること。</p> <p>② 借入額が100万円以上で、かつ、事業経営に必要な運転資金又は設備資金として借り入れたものであること。</p> <p>③ 借入期間が3年以上であること。</p> <p>④ 次の制度資金であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県信用保証協会の保証を受けた鹿児島県中小企業融資制度資金 ・日本政策金融公庫制度資金 ・商工貯蓄共済融資制度資金 <p>※制度資金の借換えの場合について</p> <p>新たに借り入れた制度資金の額が借換えによって返済した制度資金の元本額を超過する場合に限り、当該超過額が対象となります。</p> <p>例) 当初1,000万円借入。返済で元本額が600万円までになった。借換で1,000万円借りたとしたら600万円を越える400万円が対象となる。</p>
補 助 対 象 事 業 等	<p>本制度資金を借り入れた者であって、次のいずれにも該当するものとします。</p> <p>① 市内に住所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者</p> <p>② 市税の滞納がない者</p>

●南さつま市

【お問い合わせ先】

南さつま市役所 商工水産課 TEL 0993-53-2111(2139)

■南さつま市中小企業小口資金融資制度

目 的	市内の中小企業者の事業に必要な小口資金を融資し、もって中小企業の振興を図ることを目的とする。
取 扱 金 融 機 関	市の定める鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島相互信用金庫、鹿児島信用金庫又は鹿児島興業信用組合の支店
融 資 対 象 者	<p>① 市内に住所を有し、原則として同一業種の事業を引き続き1年以上経営している中小企業者であること。</p> <p>② 融資申込みのときまでに納期の到来している市税を完納していること。</p>
融 資 額	1企業あたり500万円以内
融 資 の 期 間	7年以内（うち、据置き6か月以内）
融 資 の 利 率	鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の別表に定める利率
連 帯 保 証 人	法人の代表者。ただし、協会が他に必要と認める場合は、協会が認める者の中から立てるものとする。
申 込 窓 口	南さつま商工会議所、南さつま市商工会

**■南さつま市中小企業借入金信用保証料補助金**

目 的	市内の中小企業者が金融機関から融資を受けた資金に係る信用保証料の負担の軽減を図り、育成強化及び商工振興に寄与することを目的とする。
補 助 対 象 者	南さつま市中小企業小口資金を借り入れた者
申 込 窓 口	南さつま商工会議所、南さつま市商工会

■南さつま市商工振興資金利子補給補助金

目 的	商工業者の経営の安定を図り、もって市内商工業の育成及び振興に寄与することを目的とする。
補 助 の 対 象	<ul style="list-style-type: none">① 商工会議所又は商工会を通じて借り入れたものであること。② 事業経営に必要な運転資金又は設備資金として借り入れたものであること。③ 借入期間が3年以上であること。④ 県信用保証協会の保証を受けた県中小企業融資制度資金、日本政策金融公庫制度資金又は商工貯蓄共済融資制度資金であること。
補 助 対 象 者	<ul style="list-style-type: none">① 市内に住所又は事業所を有し、現に事業を営む小規模企業者② 商工会議所又は商工会の会員である者③ 市税の滞納がない者
補 助 額	補助金の額は、借入期間に借り入れた制度資金の額に2%以下を乗じて得た額とする。ただし、補助年度における補助金の額は、50万円を限度とする。
受 付 窓 口	南さつま商工会議所、南さつま市商工会

■南さつま市企業立地促進補助金

目 的	市内の企業立地を促進し、産業の振興及び雇用の増大を図ることを目的とする
対象業種等	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、コールセンター業、陸上養殖業、植物工場、情報サービス業、研究開発施設、4年制大学、特定民間施設
用地取得費補助金 (解体撤去及び造成費用を含む)	補助率：新設40/100、増設・移転30/100 限度額：新設6,000万円、増設・移転3,000万円 要件： <ul style="list-style-type: none">① 用地取得後3年以内に操業開始② 雇用者数が操業開始時に5人以上増加 (増設・移転は新規雇用者増3人以上)③ 市有地も対象とする
施設整備費補助 (建物、機械設備、附属施設)	補助率：10/100 限度額：操業開始時の新規雇用者数 新設5～19人3,000万円、20人以上5,000万円 増設・移転3～19人2,500万円、20人以上4,000万円 要件： <ul style="list-style-type: none">① 施設設備取得後2年以内に操業開始② 雇用者数が操業開始時に5人以上増加 (増設・移転は新規雇用者増3人以上)③ 投下固定資産総額が1,000万円以上
新規雇用補助	補助率：新規地元雇用者数×30万円 限度額：1,000万円 要件： <ul style="list-style-type: none">① 用地取得費補助と施設整備費補助のいずれかの要件に該当② 操業開始後1年以内における新規地元雇用者数が3人以上
受付窓口	南さつま市商工水産課

■南さつま市販路拡大支援事業補助金

目 的	市内で事業を営む者が自社製品の販路拡大及び販路促進を図ることを目的とする。
補 助 の 対 象	① 県外及び海外の商談会等で、申請者以外の者が開催するものであること。 ② 常設の商談会等でないこと。 ③ 申請者が単独で出展する商談会であること。 ④ 同様の趣旨で交付されるほかの補助金を受けていないこと。
補 助 対 象 者	① 市内に事務所を有し、同一の事業を 1 年以上継続して営んでいる者であること。 ② 市税を滞納していない者であること。 ③ 1 年以上市内に住所を有するものであること。
補 助 額	5 万円を限度額とし、補助対象経費の 2 分の 1 以内の額。
受 付 窓 口	南さつま市商工水産課

■南さつま市空き店舗等活用事業補助金

目 的	本市の空き店舗等の解消を図り、商店街等の魅力やにぎわいづくりを目的とする。
補 助 の 対 象	移転、閉店等により 3 か月以上事業の用に供されていない店舗、事務所、倉庫を活用し新たに商業等を行うものであること。
補 助 対 象 者	① 1 年以上営業を継続できる者 ② 市民生活の安全と平穏を阻害するおそれのない者 ③ 市税等を滞納していない者
補 助 額	① 店舗改装費 50 万円を限度額とし、補助対象の 2 分の 1 以内の額。 ② 賃借料 月額 3 万円とし、事業開始日の属する月の翌月から連続して 12 か月以内とする。
受 付 窓 口	南さつま市商工水産課

●志布志市

【お問い合わせ先】

志布志市役所 港湾商工課 TEL 099-474-1111

■緊急商工業資金利子補給金

目 的	商工業の体质強化及び経営の安定を図ることを目的としています。
対 象 者	商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）第 2 条に規定する商工業者で、次の各号のいずれにも該当するもの ① 市内に本社を有する者 ② 志布志市商工会に加入している者 ③ 市税を滞納していない者
対 象 と な る 制 度 資 金	志布志市商工会を通じて融資を受けた次に掲げる制度資金の利子 ・鹿児島県制度資金 ・株式会社日本政策金融公庫資金 ・商工貯蓄共済制度資金（積立金の範囲内の資金を除く）
補 助 金 額	平成 25 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの間に受けた融資につき、同年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間の融資利率年 1 パーセント以内の額（緊急商工業資金利子補給金の交付は、1 年度当たり 30 万円、当該融資を受けた後最初の償還期日の属する月以後 3 年を経過する月までを限度とし、算定した緊急商工業資金利子補給金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）
限 度 額	300,000 円



■販路拡大支援事業

目的	市内商工業者が市外物産展や商談会へ参加するための費用の一部を助成することにより、市内産品の販路拡大とPRを図る。
対象者	① 志布志市内に事業所を有し、且つ志布志市商工会会員であること ② 市税を滞納するなど法令に抵触し補助が適当でないと認められる事業者ではないこと
補助金額	日本国内で開催される商談会及び物産展等への出展料の2/3以内及び出展に際し要する2人分の旅費の各1/2以内。1事業者あたり年度2回までとする。
限度額	250,000円

●奄美市

【お問い合わせ先】

奄美市役所 商工観光部 商水情報課 TEL 0997-52-1111(内線1424)

■奄美市大島紬販路開拓資金融資

補助の目的	大島紬の販路開拓を進め、産地在庫の適正化を図るとともに、大島紬販売業者の経営の合理化とその安定を図るために必要な運転資金を融資することにより、大島紬の振興発展と産地体制の確立を促進することを目的とする。
融資対象	融資の対象は、次の要件を備える大島紬販売業者及び大島紬販売業を営む団体とする。 (1) 奄美市内に住所を有する者であること (2) 大島紬販売業を営み、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する組合であること (3) 前号に規定する組合の組合員（以下「組合員」という。）であること
転貸融資	組合員に対する融資は、組合の転貸により行うものとする
資金の用途	資金の用途は、新規販路の開拓事業、共販事業及び在庫調整に必要な運転資金並びに組合員の事業運営に必要な運転資金とする
融資の条件	商工中金が行う融資の条件は、次に掲げるとおりとする。 (1) 融資の限度額 4億3千万円以内 (2) 融資期間 1年以内 (3) 利率 年1.875% (4) 償還方法 一括又は分割償還 (5) 担保等 商工中金の定めるところによる 商工中金を通じて組合が転貸により行う融資の条件は、次に掲げるとおりとする。 (1) 融資の限度額 1組合員当たり 2,000万円 (2) 融資期間 1年以内 (3) 利率 年1.90% (4) 償還方法 一括又は分割償還 (5) 担保等 組合が指定する受取手形（商業手形の割引きを含む。）、不動産担保及び商品担保とする。

■奄美市企業立地助成・奨励金等

目 的	企業に対し、特に必要と認められる助成措置及び便宜供与を講じることにより、企業の育成及び誘致を促進し、もって奄美市産業の振興と雇用の増大を図ることを目的とする。 業種:水産養殖業、製造業、情報サービス業・インターネット付隨サービス業・コールセンター業（以下「情報通信業等」という。）試験研究の業務
助 成 措 置	<ul style="list-style-type: none"> (1) 用地取得助成金の交付 企業施設の設置又は拡張若しくは移転に必要な土地の取得に要した経費に対する助成金の交付 (2) 企業施設設置奨励金の支給 企業施設の建設に要した経費に対する奨励金の支給 (3) 雇用奨励金の支給 新規地元雇用者の雇用に対する奨励金の支給 (4) 緑化奨励金の支給 緑化の整備に要した経費に対する奨励金の支給 (5) 事業所賃借料助成金の支給 情報通信業等施設設置のため事業所の賃借に要する経費に対する助成金の支給 (6) 通信回線使用料助成金の支給 情報通信業等施設において事業の用に供する通信回線使用料に対する助成金の支給 (7) 研修助成金の支給 情報通信業等施設において新たに雇用される地元雇用者の研修に要する経費に対する助成金の支給
申 請 の 要 件	<p>助成措置の申請をすることができる企業者は、次に掲げる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 企業の進出にあっては、次のいずれにも該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> 1. 企業用地を取得した日（分割して取得した場合にあっては、当該企業用地の一部を最初に取得した日とする。）若しくは情報通信業等施設の設置に当たり事業所を賃借した日から2年以内に操業を開始している者又は企業用地取得日前に市内で操業を開始している者のうち操業開始後2年以内の者 2. 企業の進出に伴う設備投資額（用地取得費を除く。）が2,000万円以上であること 3. 新規地元雇用者の数が企業の操業開始の日において8人以上であること 4. 鹿児島県公害防止条例（昭和46年鹿児島県条例第41号）その他法令に違反していないこと 5. 市の誘致企業として立地協定を締結し、当該協定に定める義務が履行されていること (2) 企業の高度化にあっては、次のいずれにも該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> 1. 企業の高度化に伴う操業を開始している者のうち操業開始後2年以内の者 2. 企業の高度化に伴う設備投資額（用地取得費を除く。）が1,500万円以上であること 3. 新規地元雇用者の数が企業の高度化に伴う操業開始の日において3人以上であること 4. 鹿児島県公害防止条例その他法令に違反していないこと 5. 市の育成企業として認定を受けていること <p>※用地取得助成金の交付申請をすることができる企業者は、企業用地を取得した日（分割して取得した場合にあっては、当該企業用地の一部を最初に取得した日とする。）から2年以内に操業を開始している者又は企業用地取得日前に操業を開始している者のうち操業開始後2年以内の者とする。</p>



助成措置の種別 助成金等の額	用地取得助成金
	<p>用地取得助成金の交付額は、次に掲げる額に 10 分の 1 を乗じて得た額のいずれか低い額とする。</p> <p>(1) 企業が企業用地の取得に要した額及び当該企業用地の改修又は造成に要したものと市長が認めた額の合計額</p> <p>(2) 企業の取得した企業用地の面積が当該企業用地に建設する建物の延べ面積に 10 分の 50 を乗じて得た面積を超える場合は、当該建物の延べ面積に 10 分の 50 を乗じて得た面積の取得額に相当する額用地取得助成金の交付額は、1,000 万円を限度とする。</p>
	<p>企業施設設置奨励金</p> <p>企業施設設置奨励金の支給額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 企業施設のうち、水産養殖施設の設置又は拡張若しくは移転に必要な施設については、当該施設の面積（内陸部に設けた部分に限る）に 1 m²当たり 1 万円を乗じて得た額</p> <p>(2) 企業施設のうち、工場の設置又は拡張若しくは移転が必要な施設については、当該工場の床面積に 1 m²当たり 1 万円を乗じて得た額</p> <p>(3) 企業施設のうち、情報通信業等施設及び研究開発施設（以下「研究所等」という。）の設置又は拡張若しくは移転が必要な施設については、当該研究所等の床面積に 1 m²当たり 3 万円を乗じて得た額企業施設設置奨励金の支給額は、1,000 万円を限度とする。</p>
	<p>雇用奨励金</p> <p>雇用奨励金の支給額は、新規地元雇用者の数（※）に、12 万円を乗じて得た額とする。ただし、地域雇用開発促進法（昭和 62 年法律第 23 号）の規定により地域雇用開発助成金の支給対象となった新規地元雇用者の数を除くものとする。</p> <p>雇用奨励金の支給総額は、2,000 万円を限度とする。</p> <p>※新規地元雇用者の数とは、操業開始の日（操業開始の日前 3 月以内に雇用された者を含む。）から 1 年を経過した日までを初年度とし、3 年度の初日までに雇用された者の数で、既に雇用奨励金の支給対象となった者の数を控除した数とする。</p>
	<p>緑化奨励金</p> <p>緑化奨励金の支給額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 企業施設のうち、工場を主体とする企業にあっては、緑化面積 1 m²当たり 1,500 円を乗じて得た額</p> <p>(2) 企業施設のうち、研究所等を主体とする企業にあっては、緑化面積 1 m²当たり 3,000 円を乗じて得た額</p> <p>前項に規定する緑化奨励金の支給対象となる面積は、用地取得助成金の交付対象となる面積に 10 分の 8 を乗じて得た面積の範囲内とする。</p> <p>緑化奨励金の支給額は、300 万円を限度とする。</p>
	<p>事業所賃借料助成金</p> <p>事業所賃借料助成金の支給額は、情報通信業等施設設置のための事業所の賃借に要した費用から敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除いた額の 4 分の 1 に相当する額とする。ただし、操業開始の日から 3 年間に要した費用に限る。</p>
	<p>通信回線使用料助成金</p> <p>通信回線使用料助成金の支給額は、情報通信業等施設において事業の用に供するため支払った通信回線に係る使用料の 4 分の 1 に相当する額とする。ただし、操業開始の日から 3 年間に要した経費に限る。</p>

	<p>研修助成金 研修助成金の支給額は、情報サービス施設において新規地元雇用者に対する研修に要した費用として、新たに雇用される1人につき5万円を上限とする。ただし、操業開始の日から3年間に要した経費に限る。 (研修等助成金の合計額) 支給される助成金の1年間の合計額は、1,500万円を限度とし、かつ、支給総額は、4,500万円を上限とする。</p>
--	---

■奄美市中心商店街活性化資金等保証料補助制度

目 的	中心商店街における事業者が、県の融資制度等を活用して事業資金を調達するにあたり、保証機関の保証料に対し補助金を交付することにより、円滑な事業資金の調達を促進する。
補 助 対 象 融 資	鹿児島県中小企業融資資金の内、奄美群島開発基金が保証する全ての融資制度で、平成23年4月1日から平成29年3月31日までに融資を受けたもの。
補 助 対 象 金 額	一括して前納した保証料の全額（限度額30万円）
補 助 対 象 者	① 中心商店街及び区画整理事業内に事業所を有する者。 ② 中心商店街への出店を行うために融資を受けた者。

■奄美市中心商店街及び末広・港地区店舗等併用住宅建設促進事業

目 的	末広・港地区画整理事業区域内において、店舗の建て替えを促進し、商業集積を維持するとともに、まちなか居住の促進を図る。
補 助 内 容	末広・港地区画整理事業区域内において、建築物の低層階（1階）に特定の店舗を建設するとともに、2階以上に特定の住宅を建築した者に対し、売り場面積1m ² あたり2万円の支援を行う。（補助限度額300万円）
対 象 区 域	中心商店街及び末広・港地区画整理事業の区域内。
補 助 対 象 者	対象区域内で店舗等併用住宅を建設する民間事業者等。
補助対象限度額	中小企業者一人当たり融資金額のうち1,500万円
対 象 要 件	<p>整備する住宅の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該住宅の床面積が、50m²以上であること。 ② 2以上の居住室を有すること。 ③ 住戸設備（水洗便所、浴室、台所、洗面設備など）が専用であること。 <p>整備する店舗の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 周辺地域の風紀等への影響を及ぼす恐れのある店舗を入居させないこと。 ② 店舗部分に独立してトイレを備えること。 ③ 店舗棟と住戸部分は個別に使用できる形態となっていること。 (住居と一体となっていないこと。) <p>建築物及び敷地の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 耐火建築物又は準耐火建築物であること。 ② 4階以上の建物には、エレベーターを設置すること。

■奄美市中心商店街出店支援事業

目 的	商店街の活性化を図るために、魅力ある多種多様な業種が集積して立地していることが不可欠であることから、商店街区域へ新たに出店する者に対し家賃補助を行い、商業集積を促進し、中心商店街の活性化を図る。
補 助 内 容	中心商店街区域で新たに小売業・飲食業・サービス業を新たに営む者（ただし、区域内での移転による場合は除く）に対し、店舗賃料の1/2（上限10万円／月）を最長24月間支援する。 特例として、中心商店街の末広・港地区画整理事業区域内への出店については2/3（上限15万円／月）とする。



対象区域	中心商店街
補助対象者	中心商店街区域で新たに小売業・飲食業・サービス業を新たに営む者

■中心商店街リフォーム補助事業

目的	既存店舗のリフォーム等に対する支援を実施することにより、魅力ある商店街の形成を図るとともに、新規出店等にかかる内装費用等に対する支援を実施し、中心商店街への出店意欲を向上させ、中心市街地の活性化を図る。
補助内容	中心商店街区域で小売業・飲食業・サービス業を営む者（新規出店者含み、まちなか居住推進事業補助金の交付を受けた者は除く）が行うリフォーム等にかかる費用に対しその1/2（上限50万円）を補助する。 特例として、中心商店街の末広・港土地区画整理事業区域内への出店については、補助率2/3（上限80万円）とする。
対象区域	中心商店街
補助対象者	中心商店街区域で新たに小売業・飲食業・サービス業を新たに営む者

■中心商店街商業集客施設設立地促進補助金制度

目的	生鮮を含む食料品を主として販売する一定規模以上の売り場を有する小売業者に対し支援を行うことにより、中心商店街における商業集客拠点施設の立地を促進し、商店街の集客力の向上及び歩行者通行量の増加を図り、中心市街地の活性化を図る。
補助内容	中心商店街区域で新たに店舗面積200m ² 以上のスーパーを営む者に対し、店舗を営むために必要な建物賃借料等（店舗賃料、来街者用駐車場、倉庫・事務所等賃借料、借地料を含む）補助対象経費の1/3（200m ² ～500m ² は上限15万円、500m ² 以上は上限：30万円）を最長60月間支援する。
対象区域	中心商店街
補助対象者	中心商店街区域において新たに店舗面積500m ² 以上のスーパーを営む者
事業計画の認定	事業計画の認定要件 ① 中心商店街における集客向上に相当程度寄与すると認められること。 ② 周辺地域への風紀等を維持するうえで著しく悪影響を及ぼす恐れがないこと。 ③ 補助金交付終了後も、相当期間営業を継続する見込みが高いこと。

■奄美市経営対策資金利子補助制度

目的	ミンコピエによる本市経済への影響軽減が目的ですが、幅広い業種でご利用いただけます。
補助内容	制度資金等の借り入れを行った「農商工」事業者に対し、2年間利子の全額を補助（融資額：1,000万円まで）
補助対象	平成27年11月13日から平成30年3月31日までに借り入れた、以下の制度融資に係る利子が補助の対象となります。 ① 鹿児島県融資制度（中小企業振興資金、緊急経営対策資金、セーフティーネット対応資金） ② （独）奄美群島振興開発基金の融資（水産業振興資金は除く） ③ （株）日本政策金融公庫のマル経資金
対象要件	① 農業、製造業、運輸業、卸小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業を主たる事業として営む中小事業者。 ② 奄美市内に主たる事業所を有する法人または個人（個人にあっては、市内に住所を有する者）。 ③ 市税の滞納が無い者。

補助要件に該当するかどうか、奄美市の認定を受ける必要があります。

詳細は、担当課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

奄美市商工観光部 商水情報課 商工振興係 0997-52-1111(内線1421,1423)

●垂水市

■中小企業等への融資・助成・補助制度

融資制度については電話等でお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

垂水市役所 水産商工観光課 TEL 0994-32-1111(内線266)

●南九州市

【お問い合わせ先】

南九州市役所 商工観光課 TEL 0993-83-2511(内線2061) FAX 0993-83-2050

■商工振興資金利子補給補助金

目 的	市内商工業者の経営の安定のため、制度資金の借入者に対し、利子補給補助金を交付することにより、商工業の育成及び振興を図ることを目的とする。
補 助 対 象 者	<p>次の各号のすべてを満たしている者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市内に1年以上継続して住所又は事業所を有している中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に基づく中小企業者で、市内の商工会に加入していること。 ② 商工会の金融斡旋に基づくこと。 ③ 市税等の滞納がないこと。
対 象 と な る 制 度 資 金	<p>次の各号に掲げる制度資金で、借入期間が3年以上の事業資金とする。ただし、借換えに相当する借入額は、対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県中小企業制度資金 ・日本政策金融公庫制度資金 ・商工貯蓄共済融資制度資金
補 助 率	利子補給 借入金額の1.5%以内
補 助 限 度 額	30万円

■商店街活性化対策事業補助金

目 的	商業団体等及び事業主が行う商店街の活性化に寄与する事業に要する経費に対し補助金を交付することにより、商工業の育成及び振興を図ることを目的とする。
事 業 内 容	(1) 商店街共同施設整備事業補助金 (2) 空き店舗活用事業補助金事業
補 助 対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 商店街共同施設整備事業補助金 <ul style="list-style-type: none"> ① 共同施設（街路灯・イベントスペース・駐車場・休憩所等）を整備し、維持する商業団体等。 (2) 空き店舗活用事業補助金 <ul style="list-style-type: none"> ① 空き店舗において、商店街の活性化を図るとともに、新たに創業を目指す者の新規開業及び魅力ある専門店等の出店を行う商業団体等及び南九州市商工会員又は同商工会に加入申込書を提出した者で補助金の交付決定時に会員として承認される見込みである事業主であり、原則3年以上継続する見込みのあるものとする。 ② 市税等の滞納がないこと。
補 助 率 等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 商店街共同施設整備事業補助金 <ul style="list-style-type: none"> ① 対象経費の1/2以内とし、1,000万円を上限。 (2) 空き店舗活用事業補助金 <ul style="list-style-type: none"> ① 空き店舗改装費 対象経費も1/2以内とし、100万円を上限（1回限り） ② 空き店舗の家賃等補助 対象経費の1/2以内、12月以内まで



●姶良市

【お問い合わせ先】

姶良市役所 商工観光課 企業商工係 TEL 0995-66-3111(内線242)

《姶良市の融資制度》

■姶良市商工業振興資金利子補給補助制度

目 的	市内の商工業者が、事業に必要な運転資金、設備を整備するため、長期的な資金を金融機関から借り入れたことに対し、商工会を通じて申請し1年に限り、利子の補給補助金の交付を受けられます。
対象者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 市内に6ヶ月以上継続して住所又は事業所を有している小規模企業者 ② 姐良市商工会に加入している商工業者 ③ 市税の滞納がない者
対象資金	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県中小企業制度資金 ・株式会社日本政策金融公庫制度資金 ・商工貯蓄共済制度資金 <p>※借入期間が48ヶ月以上のものが対象です。</p>
対象となる 借入資金	<ul style="list-style-type: none"> ・運転資金：事業経営を行うために借り入れた資金。 ・設備資金：店舗改装・機械備品の購入など事業経営に必要な設備資金。(ただし、事業目的外の施設・設備などは対象外とします。)
補助限度額と 補 給 率	<ul style="list-style-type: none"> ・運転資金：補給対象事業の1件当たりの最高限度額を1,000万円とし、補給率は補給対象事業額の1.5%以内。 ・設備資金：補給対象事業の1件当たりの最高限度額を2,000万円とし、補給率は補給対象事業額の2%以内。
手続き方法	商工会を通して申請して下さい。

《姶良市の企業立地に関する補助金及び優遇制度》

■用地取得費補助金

目 的	一定の要件を満たし姶良市に立地した企業へ、用地取得額に応じて、補助金が交付されます。									
補助金額	土地取得費の30%以内									
限 度 額	<table border="0"> <tr> <td>雇用者数5人以上</td> <td>20人未満</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td>雇用者数20人以上</td> <td>50人未満</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>雇用者数50人以上</td> <td></td> <td>6,000万円</td> </tr> </table>	雇用者数5人以上	20人未満	2,000万円	雇用者数20人以上	50人未満	3,000万円	雇用者数50人以上		6,000万円
雇用者数5人以上	20人未満	2,000万円								
雇用者数20人以上	50人未満	3,000万円								
雇用者数50人以上		6,000万円								
要 件 等	<ul style="list-style-type: none"> ① 工業生産施設等に供する新たな土地を取得し、当該施設用地に工業生産施設等を新設、増設又は移転した事業者及びリース業者 ② 用地取得面積が1,500m²以上で用地取得後3年以内の操業開始 ③ 雇用者5人以上 ④ 市との立地協定の締結 ⑤ 建設及び操業にあたって、公害防止に関する法令等その他関係法令等に違反していないこと。 									

■雇用促進補助金

目的	一定の要件を満たし姶良市に立地した企業へ、地元雇用者数に応じて、補助金が交付されます。
補 助 金 額	地元雇用者数 × 20万円 地元雇用者が障害者であるときは 10万円加算
限 度 額	500万円
要 件 等	① 工業生産施設等に供する新たな土地を取得し、当該施設用地に工業生産施設等を新設、増設又は移転した事業者及びリース業者 ② 用地取得面積が 1,500 m ² 以上で用地取得後 3年以内の操業開始 ③ 雇用者 5人以上 ④ 市との立地協定の締結 ⑤ 建設及び操業にあたって、公害防止に関する法令等その他関係法令等に違反していないこと。

■条例に基づく固定資産税の課税免除

概 要	製造業等の用に供する生産設備等を新設又は増設した場合は、固定資産税の課税免除の適用が受けられます。
課 税 免 除	3年間の課税免除
対 象 業 種	<市内全域> 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、研究開発施設 <過疎地域> 製造業、コールセンター、旅館業
要 件 (設備等取得価格)	<市内全域> 製造業 2,500万円 流通業 3,000万円※新たに 16人以上の雇用 研究開発施設 5,000万円※ 1基又は 1台の取得額が 300万円以上 <過疎地域> 2,700万円

●さつま町

【お問い合わせ先】

さつま町役場 商工観光課 商工振興係 TEL 0996-53-1111(内線2283)

■さつま町旅館業等施設整備事業費補助金

目 的	町内において旅館業等を営む者に施設整備への支援を行い、宿泊施設の整備充実と本町の観光振興に寄与することを目的とする。
補助対象となる事 業	① 補助対象事業は、旅館業等及び共同利用施設の建物の新築若しくは増改築若しくは改装又は温泉施設（備品等を除く。）の整備をいう。 ② 共同利用施設の整備において、複数の出資者の中に町税等の滞納者が含まれる場合は、補助対象事業として採択しないものとする。
補 助 対 象 者	① 町内において、旅館業等を営む者又は営もうとする者。 ② 町税等を完納している者。 ③ 過去に本補助金を受けた者については、5年以上経過した者。 ④ 共同利用施設を整備する場合において、複数の出資者の中に①に規定する以外の者が含まれている場合は、当該者を除いた者を補助金の交付対象者とする。
補 助 金 の 額	補助金の額は、当該事業費の 20万円超過分の 30%以内で、限度額は 100万円です。当該補助対象となる経費が国県等の補助対象等となっている場合は、交付しない。



■さつま町小売業等店舗整備支援事業費補助金

目 的	小売業等を営む中小企業者の店舗の整備を支援することにより、中小企業及び商店街の振興に寄与することを目的とする。
補 助 対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ① 資本の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の法人並びに常時使用する従業員の数が 50 人以下の法人若しくは個人。 ② 商工会の会員で町内に住所及び当該店舗を有する者。 ③ 補助対象業種を 3 年以上現に営んでいる方で、補助事業実施後も引き続き同一事業を営む者。 ④ 町税等を完納している者。 ⑤ 過去に本補助金を受給した方については、前回から 5 年以上経過をした者。
補 助 対 象 業 種	補助対象となる店舗の業種は、小売業、飲食業（交遊飲食業は除く。）及びサービス業（日常の社会生活において広く一般的に利用されているサービス業に限る）等（業種については、ホームページ参照）。
補 助 対 象 と な る 事 業	補助対象は、店舗の外装、内装に係る建築工事費のみとし、設備備品等の整備、購入費等は含まない。
補 助 率	事業費の 20 万円を超過した分の 30% 以内（算出額の 1,000 円未満端数切捨）ただし、国県等の補償費等の交付がある場合は、店舗整備事業費からその額を控除した額を補助する。
補 助 金 限 度 額	50 万円

■さつま町商工業新規参入者支援補助金

目 的	さつま町における商工業従事者の高齢化や商工業を取り巻く環境の変化に伴い、将来の商工業従事者の確保が重要となっているため、商工業への新規参入の促進を図り、さつま町の商工業の発展に寄与することを目的とする。
補助金交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 就業計画書に基づき、就業する新規参入者であること。 ② 認定申請時までに年齢が 65 歳未満であること。 ③ 商工会員で町内に住所及び事業所（町外資本企業及びフランチャイズチェーン店（共同仕入等は除く。）は除く。）を有する者であること。 ④ 税務署に開業届を提出した者であること。 ⑤ 就業者の誓約があり、かつ、次に掲げるいずれかの第三者の保証が受けられている者であること。 ア．両親、イ．町内在住者、ウ．町長が認める町外在住者 ⑥ 他の優遇措置を受けていないこと。
補 助 金 の 額	補助金の額は、月額 5 万円を 12 月の間、月単位で支給。

■さつま町商工業制度資金利子補給助成金

目 的	町内の商工業者の経営の安定と育成及び振興を図るために、予算の範囲内において、制度資金の借入者に対し、利子補給助成金を交付する。
助 成 対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ① 町内に住所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業基本法に基づく中小業者で、町内の商工会に加入していること。 ② 商工会の金融あっせんに基づく資金の借入であること。 ③ 町税等の滞納がないこと
助成対象となる制 度 資 金	次に掲げる制度資金で、借入期間が 1 年以上の事業経営に必要な運転資金及び設備資金。ただし、借換えに相当する借入額は対象とならない。 ・鹿児島県中小企業制度資金 ・日本政策金融公庫制度資金（教育貸付及び恩給担保貸付資金は除く。） ・商工貯蓄共済融資制度資金（積立金の範囲内の資金は除く。）
助 成 率 及 び 助 成 限 度	融資を受けた金額の 1 パーセント（ただし、借入利率が助成率を下回る場合はその率）以内
助 成 限 度 額	1 事業者につき 20 万円 算出した額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切捨てた額。

■さつま町空き店舗対策事業補助金

目 的	さつま町における空き店舗の解消を図るとともに、商店街の活性化や地域に密着した街づくりに資するため、町内の空き店舗を活用し、新たに商業を営もうとする者や、規模拡大等を図ろうとする中小企業者に対し家賃の一部を補助する。
補 助 対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ① さつま町の空き店舗に入居し、1年以上の賃貸借契約を締結すること。 ② 空き店舗の利用に当たっては、小売業、飲食業、サービス業、その他のこれらに類する事業、その他町長が認める事業を営む者。ただし、事務所としての使用、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業は除く。 ③ チェーン展開で事業を行うものでないこと。 ④ さつま町商工会に入会していること。 ⑤ 町税等の滞納がないこと。 ⑥ 空き店舗の所有者と同一世帯又は生計を一にしない者であること。 ⑦ この要綱の規定に基づき補助金の交付を受けたことがないこと。
補 助 対 象 経 費	補助の対象となる経費は、敷金、礼金、駐車場代、共益費及び仲介手数料等賃貸借契約に係る諸費用及び消費税を除く賃借店舗の月額家賃。ただし、国又は県等の家賃補助を受けている場合は対象とならない。
補 助 金 の 額	<p>補助金の額は、対象経費の2分の1以内で月額3万円を限度とし、1,000円未満の端数は切り捨てた額とする。</p> <p>補助金の交付対象となる期間は、開業の日の属する月から起算して12ヶ月を限度とする。</p>



～オートオークション事業の活性化により、 中古自動車業界の振興に取り組む～

鹿児島県中古自動車販売商工組合 理事長 新園康男 氏

オートオークション事業を通して、鹿児島県の中古自動車業界の発展並びに安心して購入できる中古自動車の普及を行う「JU鹿児島」でおなじみの鹿児島県中古自動車販売商工組合を訪問し、理事長の新園康男氏にお話を伺いました。



■ 組合設立の背景を教えてください

鹿児島県において中古自動車販売業を行う中小企業者が安心して中古自動車を購入する機会を確保することを目的に昭和 51 年 6 月に設立しました。現在では、賛助会員を含め 350 人の会員があり、今年で設立 40 周年を迎えることができました。

■ 業界を取り巻く環境は

近年の中古自動車販売の状況は、減少の一途を辿っていましたが、平成 23 年に発生した東北大震災の影響等により、平成 24 年は前年度を上回る台数が販売されました。しかし、平成 26 年の消費税増税を受け、新車販売も伸び悩んだこともあります。下取りに出る中古車が不足するなど、2 年連続で過去最低の販売台数を更新しており、業界としては厳しい状況が続いているです。

■ 組合事業について

姶良市にある常設会場で開催するオートオークションが主な事業です。昨年度は 48 回開催し 16,000 台超の出品と 8,000 台超の落札があり、どちらも前年度よりも増加しております。そのような中、1 月に新セリシステムの導入に合せて会場内設備も全面的に改修し、組合員の皆様には快適な環境の中で、最新システムを活用したオークションを提供できるようになりました。また、平成 23 年から「中古自動車販売士制度」をスタートさせ、組合員企業の販売員のスキルアップにも取り組んでいます。その他、交通遺児への支援事業を昭和 63 年から毎年実施しており、県交通被害者たすけあい協会等へ献金や熊本での震災に対する義援金など、社会貢献事業も積極的に行ってています。

■ 今後の抱負

業界全体で中古自動車の査定方法の平準化に長年取り組んでいます。これは共通の査定方法により評価された中古自動車が流通することが中古自動車を安心して購入するにあたって大変重要なことであると考えているからです。今後、さらに安心して購入していただきたくため、組合員の増強を図り、中古自動車のクオリティ向上に取り組んでいきたいと考えています。

〔組合の概要〕

- ◇ 代 表 者 理事長 新園 康男
- ◇ 組 合 員 数 180 人 (平成 28 年 3 月 31 日現在)
- ◇ 主たる事業 オートオークション事業
- ◇ 組合員資格 中古自動車販売事業を営む事業者
- ◇ 連 絡 先 姶良市加治木町小山田字五本松 754
TEL 0995-62-0757 FAX 0995-62-2743



新園康男理事長



Never Give Up! 元気を出そう！がんばれ中小企業

観光業を通じ地域振興に貢献する

合名会社荒木旅館（種子島あらきホテル）

専務取締役 荒木 政臣 氏（西之表市商店街振興協同組合 理事）

国内経済は緩やかな回復が続いていると報じられていますが、地方においては経済政策の効果を実感できない状況にあります。

なかでも、離島においては、少子化や若年層の進学や就職に伴う島外流出により人口減少が顕著であり、限られた商圈のなかで地域の商工業者は大変厳しい経営環境に置かれています。

今回、西之表市の種子島あらきホテルを訪問し、専務取締役の荒木政臣氏に、地域の現状や今後の目標等についてお話を伺いました。



専務取締役 荒木政臣 氏



【ホテルの歴史について】

当旅館は1848年(嘉永元年)に、遡ること6代前の荒木太郎氏が、主に貿易商の人たちの宿泊を目的とした船宿として創業しました。

その後、戦争による被害や火災などの困難を乗り越え、現在まで営業を続けてまいりました。

昭和58年に鉄筋コンクリート造りへ建て替え、平成3年に増床、平成23年及び平成25年にリニューアルを経て現在に至っています。



【西之表市の置かれている環境について】

種子島は、鹿児島市から南東へ約135km、佐多岬から約43kmに位置する、面積約445m²の島です。鉄砲伝来の島として知られ、マリンスポーツ、JAXA種子島宇宙センターなど観光資源が豊富で観光産業は基幹産業の一つとなっています。

種子島の北部に位置する西之表市は、人口約16,000人で種子島の海の玄関口ですが、他の地方都市と同様に人口減少が顕著で、1970年代の26,000人から大幅に減少しています。

加えて2000年ごろから郊外地域での大型量販店やドラッグストアの出店が始まり、中心市街地は来街者が大きく減少したことや後継者不足から昔からの商店が閉店し、空き店舗が増加しており大きな課題となっています。

【商店街の活動について】

中心市街地の小売・サービス業者で組織される、「西之表市商店街振興協同組合」は、平成14年に設立されました。

商店街を構成する店舗は約230店舗で組合員数は114人です。主な事業としては街路灯、防犯カメラの維持管理とイベント等による活性化を図っています。

近年では、国の地域商店街活性化事業(にぎわい補助金)を活用した、種子島が舞台のアニメーション作品「ロボティクス・ノーツ」とのコラボレーションイベントや、商工会との連携による「くろしおアートプロジェクト」において製作したアートベンチ20基を市街地に設置し、市民や観光客に好評を得るなど、ハード、ソフト両面で積極的な活動を展開しています。

また、平成22年度に始まった商店街グルメNo1決定戦「Show-1グルメグランプリ」に例年出場しており、「たねがしま山海丼」や「種子島ロケット串」といった地域の特産品を活かしたメニューを開発・出品し島外へのPRを図っています。こうした取り組みが一定の成果をあげてはいますが、先ほども述べた通り、後継者不足や来街者の減少、空き店舗の増加が喫緊の課題となっています。

様々な活動を通じて次世代を育成することで、将来に向けて持続可能な商店街を構築していくことが、重要であると考えています。



ロボティクス・ノーツ・イベント



アートベンチ設置案内



くろしおアートプロジェクト オブジェ



【地域商業自立促進事業の取り組み】

当ホテルは、西之表港より一番近く、徒歩5分の市の中心地に位置しており、全館フリーWi-Fiを完備し、観光やビジネスに最適です。

客室には、シングル、ダブル、ツインの他、和室や和洋室と言った様々な部屋タイプをご用意し、新鮮な海の幸を中心とした和食を提供し、コンベンションホールや各種宴会場の他、素晴らしい夕日を見る事が出来る屋上では、夏季(5月~9月)限定でビアガーデンを営業しています。

今年度、西之表市商店街振興協同組合との連携により温浴施設「赤尾木(あかおぎ)の湯」をオープンしました。これは、国の事業を活用して取り組んだものですが、平成25年に鹿児島県主催の「商店街魅力アップ促進会議」に参加した際、県下各地の商店街関係者や行政の方から活性化の取り組みや、補助事業メニューについて様々な事例や情報をじかに聞いたことが補助事業へチャレンジする大きなきっかけでした。

同年、地域中小商業支援事業の地域コミュニティ機能再生事業に採択され、地域住民や商店街組合員にニーズ・マーケティングの調査事業を行ったところ、商店街の交流施設として温浴施設を希望する人が多くいることがわかりました。そこで、平成26年度の地域商業自立促進事業に応募し、「多目的交流スペース、温浴施設、チャレンジショップ、簡易宿泊所(カプセルホテル)等の機能を兼ね備えた商店街交流拠点施設」の事業に取り組むこととなりました。そして、平成26年12月に温泉掘削工事を開始し本年1月に建物工事を終了、3月1日にグランドオープンしました。

温泉は源泉掛け流しで約40度あり、泉質は「ナトリウム一炭酸水素塩温泉」で希少な天然炭酸が溶け込みたいへん良質なものとなっています。また単純温泉ではない「療養泉」であり医療的な効果も期待できます。

従来、西之表地区にはホテル併設以外の公衆浴場がなかったため、自宅以外でお風呂に入るという文化がなかったのですが、同施設を起点に住民同士の交流が活発化し中心市街地の活性化につなげられるよう効果的な運営を行っていきたいと思います。ところで、「赤尾木の湯」の名称ですが、その昔、種子島島主・種子島家の居城が「赤尾木城」であり、この周辺も赤尾木と呼ばれていたことからこの名を付けました。





【今後の取り組みについて】

私は、中学校卒業後、鹿児島の高校でホテル観光について学びました。その後、東京でホテル業に従事した後、平成16年に帰島し、以来家業を継いでいます。

私が常に念頭に置いていることは、旅館業として168年も営業を続けてこられたのは、地域の方の支えがあってこそであり、今後も地域と共に存しながら事業を開拓していくことを望んでいます。観光業界に限らず、企業間の競争が激しくなっていく中で、事業の多角化や異分野への進出をするケースも増えていますが、地域の同業者と真っ向から競合してまでということは考えていません。

今後も、観光分野を大きな幹として、宿泊、飲食、温泉、婚礼等の分野を今以上に充実させて事業展開していくことで、少しでも地域活性化に役立てればと考えています。

【最後に】

私は、旅館業者として観光振興へ寄与することが使命と考えております。6年程島外で生活をしてみて、外に出て初めて気づく島の良さがいくつもありました。そうした素晴らしい魅力をもっともっと島外にPRし、たくさんの方に島に来てもらい、交流人口拡大により地域の発展につなげていければと思います。

そして「地域を愛する心」、「『せっかくするなら』の気持ち」、「夢は実現させるために描く」この3つを胸に、今後も積極的に取り組んでいきたいと思います。



《合名会社荒木旅館》

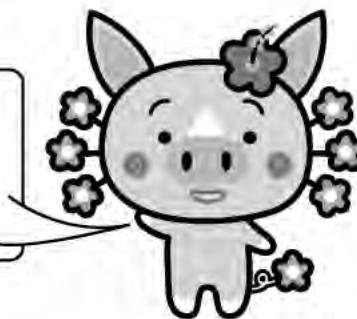
- ◇ 創業 嘉永元年(1848年)
- ◇ 設立 昭和27年2月25日
- ◇ 資本金 720万円
- ◇ 事業概要 旅館(ホテル)運営(宿泊、飲食、婚礼他)、温浴施設運営(温泉、売店、貸店舗他)
- ◇ 代表者 代表社員 荒木 靖子
- ◇ 所在地 〒891-3111 西之表市西町78番地
- ◇ 連絡先 TEL 0997-22-1555 FAX 0997-22-0019
- ◇ URL <http://araki-hotel.co.jp>

《西之表市商店街振興協同組合》

- ◇ 所在地 〒891-3112 西之表市栄町2番地(西之表市商工会内)
- ◇ 連絡先 TEL 0997-23-1141 FAX 0997-24-3456

第27回「義援金の税務上の処理」について

先般発生した平成28年熊本地震に伴い、義援金を支出しました。税務申告の際に、どのように処理すべきでしょうか。



はい！お答えします！



- ◆ 義援金（義捐金）は、税務上「寄附金」になります。
- ◆ 組合が、被災地の災害対策本部に対して支払った義援金に加えて、国や熊本県、日本赤十字社等が募集する「平成28年熊本地震災害義援金」など最終的に「地方公共団体に拠出される義援金」は、「国等に対する寄附金」に該当し、条件次第で全額を損金に算入することができる場合があります。
- ◆ なお、被災地に所在する関連組合に対して義援金を支出した場合は、「一般寄付金」に該当し、全額を損金に算入することができない場合があります（以下の計算式により損金算入限度額を算出します）。

$$\text{損金算入限度額} = \left(\frac{\text{期末資本金等の額} \times \frac{\text{当事業年度の月数}}{12} \times 0.25\% + \left(\frac{\text{所得金額} + \text{寄付金支額}}{\text{支額}} \right) \times 2.5\%}{2} \right)$$

詳しいことは、中央会指導員に相談してほしいぶ～





次の財務諸表上の諸事項に関する文章の空欄「a～e」に下記の語群の「あ～こ」の中から最も適切な語句を選び、その記号を回答しなさい。

(解答はP59に記載)

1. 有価証券は、売買目的有価証券、満期保有目的の債権、a、その他有価証券などに分類される。

2. 満期保有目的の債権は、その取得原価と債権額との差額が金利調整を要因としている場合には、bにより評価する。

3. 受取手形、売掛金などの債権は、cを控除した回収見込可能額で評価する。

4. dとは、有形固定資産を建設するために充当した費用を処理する勘定であり、建設が完了したときには、それぞれ適切な勘定に振り替える必要がある。

5. 減価償却累計額とは、有形固定資産に対する減価償却をeによって処理した場合に計上される費用配分額である。

〔語 群〕

あ. 長期前払費用

い. 直接法

う. 外部出資

え. 繰延資産

お. 償却原価法

か. 間接法

き. 建設仮勘定

く. 時価法

け. 貸倒引当金

こ. 預り金



『第61回 中央会通常総会』開催

本会の第61回通常総会が5月27日、会員並びに多数の来賓出席のもと、鹿児島市の城山観光ホテルで開催された。

開会にあたり、中央会理念を全員で唱和した後、小正芳史会長が「去る4月に発生した熊本地震では、尊い人命が数多く失われ、今なお多くの方々が避難生活を余儀なくされている。被災地及び被災者の方々の1日も早い復旧、復興がなされることを祈念するところである。このような中、組合及び組合員企業で人的・物的な復興支援活動を実施いただいた。また、会員の皆様に対して被災者支援の義援金を募集したところ多くのご賛同をいただいたことに感謝申し上げる。

平成27年度、中央会では、従来の組合支援に加え、ものづくり補助金の事務局を引き続き担当し、県内中小企業の設備投資を後押してきた。また、認定支援機関として、経営革新計画の策定に対する支援を行うとともに

本年度も引き続き連携組織の専門支援機関として組合への支援を積極的に推進していく予定である。

なお、本年9月には九州・沖縄の中小企業団体がひとつとなり、決意を新たにする良い機会となるべく「組合と共に明日を拓く～九州はひとつ、復興へ共に挑戦～」をテーマに第58回中小企業団体九州大会と、ものづくりフォーラムを同時開催するので、是非ご参加いただきたい。」と述べた。



理念を唱和する下園副会長



挨拶を述べる小正会長



続いて、伊藤祐一郎鹿児島県知事(佐々木浩副知事代読)、池畠憲一鹿児島県議会議長、森博幸鹿児島市長から来賓祝辞が寄せられた後、県知事表彰、叙勲・褒章受章者への記念品贈呈、中央会会长表彰が行われた。

この後、柳正保副会長を議長に議案審議に入り、平成27年度事業報告・決算関係書類、平成28年度の重点目標を含む事業計画・収支予算案等が提出され、原案どおり承認可決された。



佐々木浩副知事



池畠憲一県議会議長



森博幸鹿児島市長

(平成 28 年度 重点目標)

- 平成28年熊本地震被災者の支援と復興への取組み
- 第58回中小企業団体九州大会の開催
- 組合等の組織化促進と中小企業の経営革新支援
- ものづくり補助金等採択事業者等の広範な連携による事業創造支援
- 次代を担う青年部の設立や育成支援
- 中小企業・小規模事業者に対するものづくり補助金活用支援
- 消費税の円滑かつ適正な転嫁及び軽減税率対応支援

続いて、任期満了に伴う役員改選が行われ、会長に小正芳史氏(鹿児島総合卸商業団地(協)理事長)が再選され、引き続き開催された理事会において、副会長に柳正保氏(互協貿易(企)理事長)、秋元耕一郎氏((一社)鹿児島県LPガス協会会长)及び下園廣一氏(南九州産業団地(協)理事長)の3氏が再選された。

《新役員一覧》(敬称略)

役 職	氏 名	所属団体名	団体役職
会 長	小 正 芳 史	鹿児島総合卸商業団地(協)	理 事 長
副 会 長	柳 正 保	互協貿易(企)	理 事 長
副 会 長	秋 元 耕 一 郎	(一社)鹿児島県LPガス協会	会 長
副 会 長	下 園 廣 一	南九州産業団地(協)	理 事 長
専務理事	永 田 福 一	鹿児島県中小企業団体中央会	
常任理事	有 村 興 一	鹿児島県蒲鉾(協)	理 事 長
常任理事	岩 重 昌 勝	鹿児島県印刷(工)	理 事 長
常任理事	河 井 達 志	鹿児島県商店街(振連)	理 事 長
常任理事	江 夏 洋	鹿児島県生コンクリート(工)	理 事 長
常任理事	西 郷 隆 文	鹿児島県薩摩焼(協)	理 事 長
常任理事	西 川 明 寛	西川グループ事業(協)	理 事 長
常任理事	羽 仁 正 次 郎	鹿児島自動車工業(協)	理 事 長

役 職	氏 名	所属団体名	団体役職
常任理事	濱田 雄一郎	西薩事業(協)	理 事 長
理 事	青木 英一郎	鹿児島県管工事業(協連)	会 長
理 事	有馬 勝正	天文館地区商店街(振連)	理 事 長
理 事	有馬 純 隆	鹿児島県素材生産業(協連)	会 長
理 事	庵下 龍馬	一番街商店街(振)	理 事 長
理 事	池田 耕一	鹿児島県茶商業(協)	理 事 長
理 事	稻葉 直寿	鹿児島相互信用金庫	理 事 長
理 事	今村 裕	鹿児島県建築設計監理事業(協)	理 事 長
理 事	上村 基宏	(株)鹿児島銀行	代表取締役頭取
理 事	窪田 茂	本場大島紬織物(協)	理 事 長
理 事	河野 直正	大海酒造(株)	代表取締役
理 事	後藤 孝行	鹿児島信用金庫	理 事 長
理 事	佐々木 幸久	肝属木材事業(協)	理 事 長
理 事	芝 幸 宏	鹿児島県自動車車体整備(協)	理 事 長
理 事	里村 定夫	鹿児島共同配車センター事業(協)	理事・相談役
理 事	下津 春美	(協)鹿児島ウッディホームビルダー協会	理 事 長
理 事	下堂 薩 豊	錦江茶業(協)	理 事 長
理 事	田島 直美	鹿児島県中小企業団体中央会女性部会	会 長
理 事	坪久田 正明	鹿児島県石油(商)	理 事 長
理 事	坪水 徳郎	鹿児島県味噌醤油工業(協)	理 事 長
理 事	寺田 実三	鹿児島電気工事業(協)	理 事 長
理 事	鳥部 敏雄	鹿児島物流ネットワーク(協)	理 事 長
理 事	中園 雅治	鹿児島県漬物商工業(協)	理 事 長
理 事	中原 浩一	鹿児島県澱粉(協連)	会 長
理 事	新園 康男	鹿児島県中古自動車販売(商工)	理 事 長
理 事	野添 正文	鹿児島市建設業(協)	理 事 長
理 事	原口 和秋	鹿児島県川辺仏壇(協)	理 事 長
理 事	本坊 松美	宝星殖産(協)	理 事 長
理 事	松崎 秀雄	鹿児島県コンクリート製品(協)	理 事 長
理 事	満田 學	鹿児島興業信用組合	理 事 長
理 事	宮武 秀一	鹿児島県中小企業団体中央会青年部会	会 長
理 事	森俊英	(株)南日本銀行	代表取締役頭取
理 事	安忠雄	奄美信用組合	理 事 長
理 事	山崎 洋	鹿児島県防水工事業(協)	理 事 長
監 事	尾堂 友紀	鹿児島県積プロック(工)	理 事 長
監 事	市坪 孝志	鹿児島県橋梁構造物塗装(協)	理 事 長
監 事	新原 建次	鹿児島県醤油醸造(協)	理 事 長

栄えある受賞を心よりお慶び申し上げます

■鹿児島県知事表彰

長年にわたる中小企業組合発展への尽力と県内中小企業の振興に寄与した功績に対し、鹿児島県知事より2名の方々が表彰された。

(順不同・敬称略)

氏名	役職
下津 春美	(協)鹿児島ウッディホームビルダー協会 理事長
山崎 洋	鹿児島県防水工事業(協) 理事長



鹿児島県知事表彰受賞者

■中央会会長表彰

中小企業組合の発展と組合運営及び中小企業の振興に寄与した功績に対し、優良組合7組合、優良組合青年部1組合青年部、組合功労者15名、組合優秀事務局専従者11名、永年勤続従業員58名の方々を表彰した。



優良組合

●優良組合（7組合）

(順不同・敬称略)

組合名	理事長名
大島電気工事業(協)	高田 幸三
奄美大島南部生コン(協)	佐々木 秀綱
鹿児島県弁護士(協)	福元 紳一
鹿児島県造園事業(協)	有村 勝則
東郷物産販売(協)	瀬戸東 雅雄
南さつまリサイクル(協)	上東 信義
姶良市管工事(協)	本田 克行



優良組合青年部

●優良組合青年部（1組合青年部）

(敬称略)

所属組合青年部名	部会長名
鹿児島県自動車車体整備(協)青年部会	柴田 宗宏

中央会の動き

●組合功労者（15名）

(順不同・敬称略)

被表彰者名	所属団体名	役職名	被表彰者名	所属団体名	役職名
築地 純人	鹿児島県建設業(協)	理事	田渕 健二	いづろ商店街(振)	理事長
森田 剛	鹿児島県建設業(協)	理事	春田 滋	いづろ商店街(振)	副理事長
松本 光一	鹿児島県建設業(協)	理事	溝口 隆志	鹿児島県防水工事業(協)	専務理事
池田 純一	鹿児島総合卸商業団地(協)	理事	濱田 光一	鹿児島県防水工事業(協)	理事
中島 勝美	鹿児島県測量設計コンサルタント(協)	副理事長	松尾那智子	宇宿商店街(振)	理事
福永 寿一	大隅物流事業(協)	理事長	松延 憲次	鹿児島県すし商(生同)	理事長
川原 英明	曾於市管工事業(協)	理事長	阿多 優二	高尾野ガス事業(協)	理事長
藤井和三郎	鹿児島県建設業(協連)	理事			

●組合優秀事務局専従者（11名）

(順不同・敬称略)

被表彰者名	所属団体名	役職名	被表彰者名	所属団体名	役職名
富永 尚	総合物流(協)	業務課長	中島 祥治	鹿児島県コンクリート製品(協)	大隅営業所長
湯田麻理子	鹿児島中国経済交流(協)	生活指導員	姥 達生	鹿児島市食肉事業(協)	事務局長
先崎 英臣	宮之城建設業(協)	事務局長	増永加奈子	鹿児島製紙原料直納(協)	事務局
丸目 人江	出水協和自動車整備(協業)	事務長	松本 俊信	北薩地区自動車整備(協)	事務局長
上床みゆき	鹿児島共同配車センター事業(協)	経理係	勘場 律子	鹿児島県電機(商)	事務局
古城 祐三	鹿児島生コンクリート(協)	営業課長			



組合功労者



組合優秀事務局専従者

●永年勤続従業員（58名）



永年勤続従業員



永年勤続従業員



■叙勲・褒章受章者への記念品贈呈

平成27年春・秋の叙勲・褒章受章者(叙勲2名、褒章1名)の皆様に小正会長より記念品を贈呈した。

(順不同・敬称略)

勲章	受章日	種別	氏 名	役 職
叙 勲	平成27年 春	旭日双光章	中 村 忠 徳	鹿児島県中古自動車販売(商工)元理事長
"	平成27年 秋	旭日双光章	西 田 輝 樹	鹿児島興業信用組合 前理事長
褒 章	平成27年 秋	藍綬褒章	鳥 越 澄 夫	鹿児島県環境整備事業(協)理事長



叙勲・褒章受章者



叙勲・褒章受章者



鹿児島県中小企業団体中央会青年部会 ～第41回通常総会開催～



宮武秀一會長

5月9日、鹿児島市の「ホテルパレスイン鹿児島」にて、鹿児島県中小企業団体中央会青年部会第41回通常総会が開催された。

通常総会では、平成27年度決算関係書類の件、平成28年度事業計画及び収支予算等の件について承認を受けたほか、任期満了による役員改選が行われ、有川裕幸会長（鹿児島県建設業青年部会）が退任し、新たに宮武秀一會長（鹿児島県印刷工業組合青年部黎明さつま）が選出された。

今回選出された役員は次のとおり。

新役員一覧（順不同・敬称略）

会長（新）	宮武 秀一	（鹿児島県印刷工業組合青年部黎明さつま）
副会長	奥 太志	（鹿児島県自動車車体整備協同組合青年部会）
//（新）	神野 悠介	（鹿児島電気工事業協同組合青年部会）
//（新）	山本 一道	（鹿児島県建設業青年部会）
理事	奥 博幸	（南日本新聞南伸会）
//	照井 秀樹	（鹿児島市管工事協同組合青年部会）
//（新）	九万田 修	（鹿児島市中央卸売市場青果食品協同組合青年部会）
//（新）	徳永 博光	（鹿児島県環境整備事業協同組合青年部会）
//（新）	藤安 健志	（鹿児島県味噌醤油工業協同組合平成会）
//（新）	坂元 志郎	（奄美大島自動車整備工業協同組合青年部）
監事（新）	永野 一彦	（鹿児島県川辺仏壇協同組合青年部会）
//（新）	並松 雄三	（鹿児島機械金属工業団地協同組合青年部会）

平成28年度実施予定事業

・ソフトボール大会	7月23日
・九州青年部の集い	9月8日
・わっせかフェスタ	10月16日
・ボランティア事業	12月



本青年部会は、青年経営者の育成を目的に講習会・研修会等の開催に加え、親睦活動やボランティア事業等の各種事業を積極的に実施しています。

《お問い合わせ》連携情報課



鹿児島県中小企業団体中央会女性部会 ～第37回通常総会開催～

5月23日、鹿児島市の「ホテルレクストン鹿児島」にて、鹿児島県中小企業団体中央会女性部会第37回通常総会が開催された。

通常総会では、平成27年度事業報告及び決算関係書類、平成28年度事業計画及び収支予算案、規約変更の件について承認を受けたほか、任期満了による役員改選が行われ、田島直美会長（株式会社田島組）が再選された。

引き続き行われた研修会では、鹿児島県総務部財政課参事付の笹平信次氏を講師に、「県政改革の取り組み」について講演が行われた。笹平氏は、鹿児島県の行財政改革による歳出削減・歳入確保対策について解説した後、「今後も地方創生に積極的に取り組む一方で、財源不足の生じない予算編成の実現を目指していく予定」と述べられた。



新役員一覧（順不同・敬称略）

会長	田島直美	株式会社田島組
副会長	森清美	有限会社森運送
//（新）幹事	大隣信子	協業組合薩南浄水管理センター
//	樋渡信慧	株式会社不動運輸
//	大山美代子	株式会社マルダイ
//	井立田眞里子	アイネットライフ有限会社
//	鶴園澄子	有限会社タイヤパレスサザンウインド
//	笹山千枝子	国分酒造株式会社
//	下津敏子	南日本ホールディングス株式会社
//	迫田絹子	株式会社サンライズ
//	山田マリ子	有限会社山田塗装
//	中島直美	株式会社中島電器
//	林まり子	株式会社昭栄
//（新）会計監事	宮之原清子	株式会社清友
//	西山伊津子	有限会社江南自動車建機サービス
//	柿元敦子	有限会社柿元商事
//	川田代昭子	株式会社悠善社

平成28年度実施予定事業

- ・女性キャリアアップセミナー、レディース交流会 8月19日
- ・全国レディース中央会全国フォーラム／三重県 11月1日～2日
- ・会員懇談会 12月上旬



本部会には26名の会員が加入しています。
 「楽しく」「明るく」をモットーに和気あいあいとしたアットホームな雰囲気の中で、女性活躍のためのセミナーや交流会を開催しています。
 楽しいイベント盛りだくさん!皆様の参加をお待ちしております。

《お問い合わせ》連携情報課

製造業

【食料品(味噌醤油製造業)】

1~3月の出荷状況は、みそが対前年比98%、しょうゆが同比97%。4月はぐずついた天気で雨の日が多く、加えて中旬に発生した平成28年熊本地震の県内に与える影響も計り知れず、今後も懸念される。

【食料品(酒類製造業)】

(平成28年3月分データ) (単位kℓ・%)

区分	H27.4	H28.4	前年同月比
製成数量	10,236.5	8,622.1	84.2%
移出 数量	県内課税	4,276.0	4,117.0
	県外課税	6,596.4	6,740.0
	県外未納	3,096.0	3,143.8
在庫数量	237,253.4	235,197.4	99.1%

【食料品(漬物製造業)】

5月連休を控え、受注は活発であった。平成28年熊本地震で地元消費は減少。特に土産関係。

【食料品(蒲鉾製造業)】

14日に発生した平成28年熊本地震の影響で新幹線・高速道路が不通になり、観光客の減少、特に土産品の売上が悪化した。日配品(スーパー等)の売上には影響はなかった。全体的には-15%程度となった。未だに余震が続いているため一刻も早い終息を願っている。原材料のすり身も値下げの模様で、SA・C級、共に15~20円/kg値を下げている。

【食料品(鰹節製造業)】

生値(原料)の値段が非常に高騰し、200~210円/kg(昨年は140~150円/kg)になってきている。収益が出ない状況で、製品を作れば作るだけ利益が低下している。業界の景況は悪化している。

【食料品(菓子製造業)】

平成28年熊本地震の影響で観光客が減っており、売上もあまり伸びていない。

【食料品(茶製造業)】

共販実績は前年度同月比売上高106%(4月売上100%)。前年より単価が高め。

【繊維工業(本場大島紬織物製造業)】

生産実績 平成28年4月 364反(前年同月比-72反)

【木材・木製品】

年度当初から、荷動きが好転するような雰囲気があったが、四月の素材・製品いずれの市売りでも期待ほどの活

気は見られず、当用・手当買いに終始し、価格についても横這いで推移している。平成28年熊本地震は甚大な被害をもたらし、その仮設住宅需要対策などの動きに注視したい。

【木材・木製品】

昨年の新設住宅着工に占める木造率は全国ベースで56%、本件で60%を超える水準であり、かなり木造率が上がってきている。その理由としては、林野庁が実施した木材利用ポイント制度や国交省の地域型住宅グリーン化事業等により「木材」への関心が高まりつつあることや、住宅大手も木造軸組住宅に本格参入してきている等の要因が考えられる。さて、目下の木材業界を巡る景況は鈍いが、5月の連休明け頃から仕事が出てくるとみている。地場工務店の方々もこのような追い風をしっかりとらえて、地元業界が活性化することを期待したい。

【窯業・土石製品(生コン製造業)】

出荷量98,414立方メートル(対前年比91.3%)特に減少した地域:鹿児島、串木野、川薩、姶良伊佐、種子島、屋久島。特に増加した地域:奄美南部、沖永良部、宮之城、出水、垂水桜島、大隅、南隅、奄美大島、甑島、喜界島。官公需33,106立方メートル(対前年比77.3%)、民需 65,308立方メートル(対前年比100.6%)。新年度になんしても官公需の落ち込みは続いており、民需が前年度を上回っていることからかろうじて対前年同月比90%台を保っている。

【窯業・土石製品(コンクリート製)】

4月度の出荷量は4,133トン(前年同月比84.9%)。全県下で前年度より出荷が減っており、特に南薩地区は前年度比30.0%となっている。4月度の受注は前年度並みにあったが、今後の動向が気になるところである。

【置製造業】

売上の低下に伴い、資金繰りが悪くなっている状況である。

【印刷業】

未だに終息の目処の立たない激甚災害の平成28年熊本地震。一時は流通も分断され、被害の深刻さは想像をはるかに超えるレベルといえる。工場や印刷機の損壊、自宅の倒壊による避難所生活を余儀なくされている方の報告もなされるなか、連合会では義捐金の募集が速やかに行われた。

【卸売業】

平成28年熊本地震の影響から物流に支障をきたし、物資の調達遅れ等から売上が減少となっている企業が多数見られる。物流の復旧により徐々に回復が見込まれる一方で、熊本地区の生産消費活動の回復まで先行き不安な状況が続くと思われる。中小企業では新入社員の獲得に苦慮。また、採用しても長続きしないなど状況は厳しい。



非 製 造 業

【燃料小売業 (LPガス協会)】

4月の原油仕入れ価格は1トン当たり320ドルで、前月比30ドルの上昇となった。原油先物価格の上昇により、連動した形で値を上げたものと思われる。今後、不需要期に向かう中で、アメリカから大量の荷が出荷されるとの見方もあり、相場の変動に注目しているところである。しかしながら、依然として仕入価格は低い水準にあることから**末端小売価格は若干の変動はあるものの安い価格帯で推移している。**

【中古自動車販売業】

平成28年熊本地震の影響等により来店客も少なくなり厳しい状況である。梅雨・夏場にかけて今後が懸念される。

【青果小売業】

前月比 102.7%。前年同月比 99.7%。

【農業機械小売業】

主要な野菜の作付面積が、10年間で10%減少している。しかし、人気のある野菜にはメーカーも力を入れており、大手メーカーがベビーリーフの生産を始める情報がある。自社農園で生産し、2018年には売上高150億円を目指すこと。政府は農業機械のロボット化への支援を強化し、2020年までに自動化を実用化する方針を固めた。

【石油販売業】

原油市場は、40ドル台に乗り、石油製品も値上がり基調となった。価格の上昇とともに販売数量は鈍化した。小売価格への転嫁が鈍く、マージン低下に苦しんでいる状況下にある。石油製品は、夏場のドライブシーズンに向けて、卸価格は上げ基調にあり、コスト転嫁の課題克服がカギとなっている。

【商店街(霧島市)】

商店街の売上動向は前年比で減少傾向だった。イオン姶良店オープンに対して商店街の消費動向を気にしているところもあったが、現在のところ、大きな影響は見られない。しかし、平成28年熊本地震発生後の商店街の購買状況は思わしくないように見受けられる。特に、飲食店は会合などのキャンセルがあり売上に影響しているようである。

【商店街(薩摩川内市)】

アベノミクスは遠く、良くない状態が続いている。

【サービス業(旅館業/県内)】

4月はGWの大型連休を控え、後半の宿泊予約等が例年以上に好調だったが、中旬に熊本・大分で発生した平成28年熊本地震の影響でキャンセルが相次ぎ、県内で期間中6万泊以上の減になっているとの調査が報道された。月末までには高速道路、新幹線共に再開されたことで、少しは持ち直したもの、GW以降に、この影響がどれくらい長引くのか不安感が広がっている。

【サービス業(美容業)】

来店頻度の長期化や客単価の下落により、緩やかな微減傾向が続いている。

【旅行業】

4月14日に発生した平成28年熊本地震では余震活動が続く中、甚大な被害状況が徐々に明らかになっている。鹿児島

の組合員は直接的な被害はないが、JR・高速道路の不通でお客様の対応に追われた。修学旅行も影響を受け中止や延期の情報も入っている。旅行・観光業にとっても大きな災害となっている。ゴールデンウィーク前にJR・高速道路が開通したが、旅行客の取消、行先変更が多く落ち着くまで時間がかかりそうだ。鹿児島県及び観光連盟と協力し県内の旅行の充実や被災箇所への支援を実施する予定である。※4月集客前年比78.95%

【建築設計監理業】

いよいよ新年度が始まった。今年度は昨年度からの繰越業務がそこそこあり、また、受注予定の業務もある程度見込まれることから、組合員共々、昨年度に引き続き良い年になるよう願っている。

【自動車分解整備・車体整備業】

新年度のスタートだったが、前半は軽自動車税の増税の影響もあり少し忙しかったが、後半はそこまでなく減少傾向だった。

【電気工事業】

新年度に入り、官庁・民間共一服感があり、現場作業員も余裕があり新規受注を待っている状態である。

【造園工事業】

3月期末の公共工事等が一段落し、新年度の動きはこれからで5月から造園工事作業が始まると想われる。前年の同月と比較してあまり売上等の変化は見られない。

【管工事業】

数年前に比べ工事量は増加しているが、景気回復の実感は伴っておらず、利益も上がっていない現状にあるように思われる。

【建設業(鹿児島市)】

現在、建設業界においては、人材不足や受注競争の激化など厳しい状況にあり、適正な利潤確保を出すため大変苦慮している。特に新年度になり公共事業の発注がないため、組合企業の維持が大変な現況である。

[要望]国が担い手三法に取り組んで品質法改正を行っている最中、県市へ対し早期実施方をお願いします。

【貨物自動車運送業】

3月から燃料価格は少し上昇してきている。また、4月6日からは全国交通安全運動が実施され、各運送会社は交通ルールを順守し、安全運転に努めた。

【運輸業(個人タクシー)】

月初めはお客様の利用もあった。平成28年熊本地震の被害が大きく、仕事は激減している。

【運輸・倉庫業】

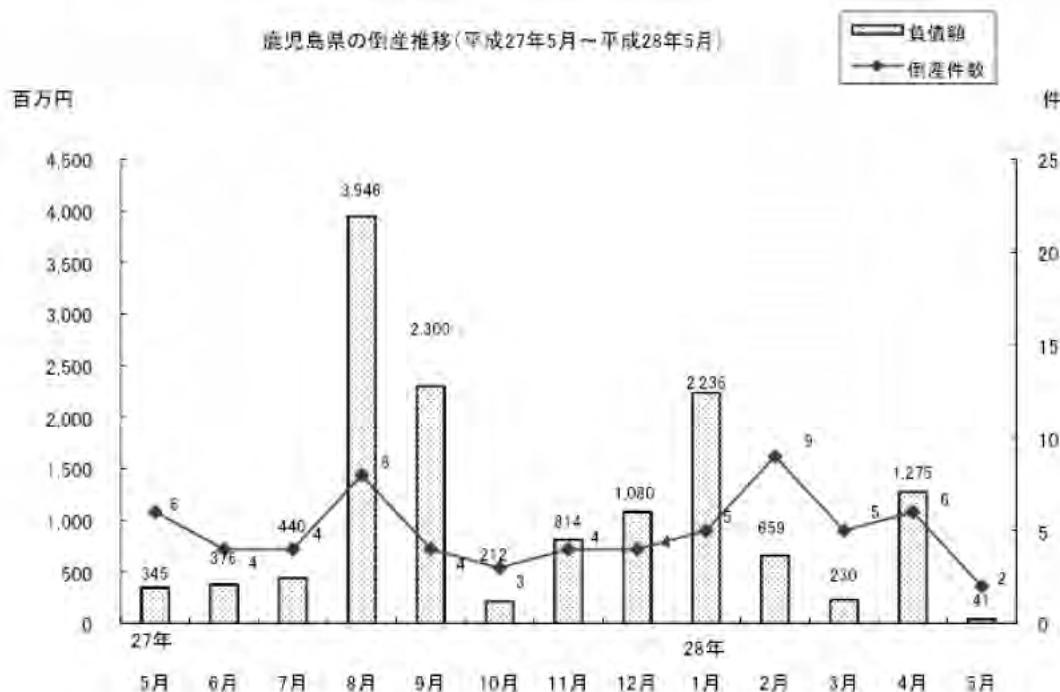
前半は例年並みの物量だったが、後半は平成28年熊本地震の影響で飲料・カップラーメン等の大量出荷があり大きく伸びた。また平成28年熊本地震では高速道路が不通になったことにより車両の延着や荷卸しでは6~8時間も待たされる状況があった。長距離ドライバーの労務問題や人手不足が顕著になってきた。燃料価格は若干だが上がり傾向である。

平成 28 年 5 月 鹿児島県内企業倒産概況

(負債額1,000万円以上・法的整理のみ)
 (株)帝国データバンク 鹿児島支店

件数2件 負債総額4,100万円

[件数]前年同月比4件減 [負債総額]前年同月比88.1%減



ポイント ~倒産件数、負債総額とともに前年同月、前月をともに下回った。

- ・5月の倒産件数は前月より4件減少し2件であった。負債総額も前月を大幅に下回った。
- ・◆地域別でみると2件ともに鹿児島市であった。
- ・◆倒産の態様でみると破産が2件であった。

【各要因別】

- ・業種別では、「建設業」2件。
- ・主因別では、「販売不振」2件。
- ・資本金別では、「100万円以上 1000万円未満」2件。
- ・負債額別では、「1000万円以上 5000万円未満」2件。
- ・態様別では、「破産」2件。
- ・業歴別では、「3年以上5年未満」1件、「20年以上 30年未満」1件。
- ・地域別では、「鹿児島市」2件。



【今後の見通し】

5月の倒産件数は2件であり、負債額1億円超の倒産がなかったこともあり、負債総額・倒産件数とともに今年に入り最少であった。

4月に発生した熊本地震や、年度末工事が一段落ついたこともあり、企業における経営環境は改善の方向にはないものの、その影響が企業における資金繰りに影響こそあろうが、倒産といった形で表面化するケースは少なかった。5月の倒産は2件ともに建設業であり建設業界における企業間格差は拡大している印象も受ける。

5月は倒産件数・負債総額ともに今年に入りもっとも少なかったが、5月中に任意整理や事業停止を余儀なくされた企業は複数確認されている。熊本地震により鹿児島県内の観光業界も影響を受けており、県外

からの入込客は完全に回復したとは言えず、期間が長ければ観光業界だけでなく、飲食業や小売業などにも影響が出る可能性が危惧されている。さらに建設業界からは、震災復興が本格化すると、現状でも厳しい外注業者確保がさらに困難になる、もしくは外注経費増加につながるのではないかといった声も聞かれる。結果的に倒産件数・負債総額ともに一段落ついた形になっているものの、梅雨時期にかけては購買需要が落ち込む可能性も高く、観光業界や建設業界以外の卸・小売業にも影響を及ぼす可能性があり、6月以降再度倒産件数が増加に転じる可能性も否めない。

平成28年5月企業倒産状況(法的整理のみ)

企業名	業種	負債総額 (百万円)	態様
(株)T	解体工事	20	破産
(有)K	建築工事	21	破産
2件 4,100万円			

中央会関連主要行事予定

第58回中小企業団体九州大会

- 開催日 平成28年9月8日(木)
- 場 所 「鹿児島市民文化ホール」
(鹿児島市与次郎二丁目3-1)
- 大会テーマ
**「組合と共に明日を拓く!
～九州はひとつ、復興へ共に挑戦～」**

■大会スケジュール

- | | |
|-----------------|--------|
| 第一部 表彰式 主催者挨拶 他 | 13:00～ |
| 第二部 議事 来賓等挨拶 他 | 13:40～ |
| 第三部 九州大会記念講演会 | 15:00～ |



「星野リゾートの組織論 ～勝ち続ける組織への挑戦～」

星野リゾート 代表 星野佳路 氏

この他にも様々な催しを計画しております。
組合・中小企業関係の皆様方の多数のご出席をお待ちしております。

地域別懇親交流会の開催

「地域別懇親交流会」の開催地区及び日程が決定しました。(日程は、右記予定表に記載)
今年は、KTSタレントのタマリ氏をお招きし「いきいき中小企業～人間大好き～」と題しご講演いただきます。皆様のご参加お待ちしております。

- 開催地区 奄美地区、川薩地区、北薩地区
大隅地区、曾於地区、霧島地区
- 開始時間 16:00～ (全地区共通)
- 講 師 タマリ 氏(KTSタレント)
- テ マ いきいき中小企業
～人間大好き～

平成28年7月

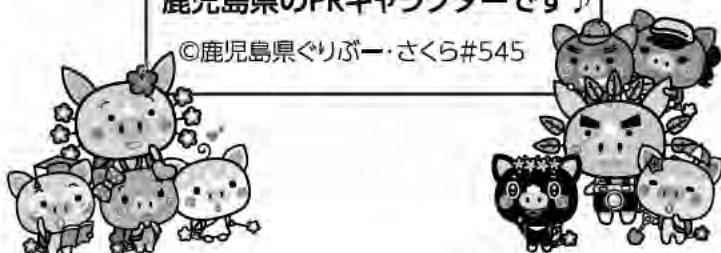
20日(水) 16:00	地域別交流懇親会(大島地区) 奄美市「奄美サンプラザホテル」
22日(金) 16:00	地域別交流懇親会(川薩地区) 薩摩川内市「川内ホテル」
23日(土) 9:00	青年部 ソフトボール大会 鹿児島市「ふれあいスポーツランド」
26日(火) 16:00	地域別交流懇親会(北薩地区) 出水市「ホテルキング」
27日(水) 16:00	地域別交流懇親会(大隅地区) 鹿屋市「かのや大黒グランドホテル」
28日(木) 16:00	地域別交流懇親会(曾於地区) 曾於市「曾於建設業協同組合」

P46 組合のスペシャリストを目指そう! ～中小企業組合士試験問題にチャレンジ～ の解答～

1「う」 2「お」 3「け」 4「き」 5「か」

表紙・本文中で登場する
ぐりぶー&さくらとその子供達は
鹿児島県のPRキャラクターです♪

©鹿児島県ぐりぶー・さくら#545



中小企業かごしま (平成28年度 活性化情報第1号)

発行人 鹿児島県中小企業団体中央会 会長 小正芳史
〒892-0821 鹿児島県名山町9番地1号 県産業会館5階
TEL 099-222-9258 FAX 099-225-2904
HP <http://www.satsuma.or.jp/>

印刷所 株式会社イースト朝日

6

2016 第732号